



平成 28 年 12 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社リカム・ジャパン・ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 赤尾 伸悟  
(JASDAQ・コード 6636)  
問合せ先 取締役管理部長 中原 麗  
電 話 03 - 6450 - 3616

第三者割当による新株式及び第9回新株予約権発行  
並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 12 月 12 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当の方法により新株式（以下、「本新株式」といいます。）及び第9回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行（併せて以下、「本第三者割当」といいます。）することについて決議しましたので、お知らせいたします。

また、本第三者割当により、当社の主要株主である筆頭株主に異動が見込まれますので、あわせてお知らせいたします。

記

I. 第三者割当による新株式及び第9回新株予約権発行について

1. 募集の概要

【新株式発行に係る募集】

(1) 払 込 期 日	平成 28 年 12 月 28 日
(2) 発 行 新 株 式 数	普通株式 2,941,176 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 204 円
(4) 発 行 価 額 の 総 額	599,999,904 円（差引手取概算額 593,999,904 円）
(5) 資 本 組 入 額	1 株につき 102 円
(6) 資 本 組 入 額 の 総 額	299,999,952 円
(7) 募集又は割当方法 (割当先の予定)	第三者割当の方法により、以下のとおり割当てる。 White Knight Investment Limited 2,941,176 株
(8) そ の 他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

【本新株予約権発行に係る募集の概要】

(1) 割 当 日	平成 28 年 12 月 28 日
(2) 発行新株予約権数	28,578 個 (新株予約権 1 個当たり 100 株)
(3) 発行 価 額	新株予約権 1 個につき 417 円
(4) 当該発行による 潜在株式数	2,857,800 株
(5) 調達資金の額	594,908,226 円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額 : 11,917,026 円 新株予約権の行使による調達額 : 582,991,200 円
(6) 行 使 価 額	1 株当たり 204 円
(7) 募集又は割当方法	第三者割当 (割当予定先) White Knight Investment Limited (28,578 個)
(8) そ の 他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することを条件とする。 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、当社取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができます。当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の 14 日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個当たり金 417 円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的、背景等

当社グループは、当社、連結子会社 6 社及び非連結子会社 2 社で構成され、エネルギー作物であるスーパーソルガムの種子の販売を事業目的としたバイオ燃料事業、及び飲食店の直営店舗運営、フランチャイズ事業及び結婚式・結婚披露宴運営を事業目的としたレストラン・ウェディング事業を主た

る事業として取り組んでおります。

当社は、平成 28 年 7 月 13 日に「第三者割当による新株式及び第 8 回新株予約権発行に関するお知らせ」（以下、「第 8 回新株予約権等発行プレス」といいます。）のとおり、(i) スーパーソルガム事業に関する費用、(ii) レストラン・ウェディング事業に関する費用、(iii) 当社及びその子会社の運転資金並びに (iv) 借入金返済に係る費用を確保するため、平成 28 年 7 月 29 日、第三者割当の方法により新株式及び第 8 回新株予約権を発行いたしました（以下、「前回資金調達」といいます。）。その後、当社株価の終値は、平成 28 年 8 月 1 日から平成 28 年 9 月 7 日までの 27 取引日において 14 取引日のみ、第 8 回新株予約権の行使価額であります 238 円を上回りましたが、その後、平成 28 年 9 月 8 日からは行使価額を下回る金額で推移しております。当社は、第 8 回新株予約権の割当先である White Knight Investment Limited（以下、「WKI」といいます。）、阿部信雄氏（以下、「阿部氏」といいます。）、佐藤満氏（以下、「佐藤氏」といいます。）、石田智子氏（以下、「石田氏」といいます。）、及び高橋修氏（以下、「高橋氏」といいます。）に対して第 8 回新株予約権の行使を口頭により依頼しているものの、阿部氏、佐藤氏、石田氏、及び高橋氏のいずれからも、当社株価が第 8 回新株予約権の行使価額を下回る水準で推移しており、かかる状況ではその行使を行うことができないと回答され、当該新株予約権の発行後、平成 28 年 12 月 12 日に至るまで、1 個も行使されていない状況です。また、WKI は、保有する第 8 回新株予約権のうち、平成 28 年 8 月 29 日に山名啓継氏に対して 500 個を譲渡し（同氏により平成 28 年 8 月中に行使）、平成 28 年 9 月 9 日に株式会社ムサシインテックに対して 5,000 個を譲渡し（同社により同日中に行使）、WKI は平成 28 年 10 月 26 日に 2,100 個を行使しました。その結果、WKI に割り当てた第 8 回新株予約権のうち 7,600 個が行使されましたが、残りの 59,626 個については行使が行われていない状況です。このように、当初想定していた第 8 回新株予約権の行使による資金調達が出来ず、各使途への充当も行えておりません。

そのため、第 8 回新株予約権の行使による調達資金を充当する予定であった当社及び当社連結子会社 SUPER SORGHUM ASIA HOLDINGS PTE.LTD.（以下「SSA」といいます。）の運転資金につきましては、借入れ及びグループ内にて資金の融通を行ってまいりました。

このような経営状態の中、当社は平成 28 年 6 月 24 日付「当社株式の業績基準に係る猶予期間入りに関するお知らせ」でお知らせしたとおり、平成 25 年 3 月期から平成 28 年 3 月期まで 4 期連続で営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなったことから、株式会社東京証券取引

所が定める有価証券上場規程第 604 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するため、現在上場廃止の猶予期間中であります。平成 29 年 3 月期においても営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスであった場合、平成 29 年 3 月期に係る有価証券報告書の提出後に、当社株式が上場廃止となるおそれがあります。なお、平成 28 年 3 月期の営業損失は 2,265,923 千円、営業活動によるキャッシュ・フローは 1,165,246 千円のマイナスとなっております。また、平成 29 年 3 月期第 2 四半期の累計期間において、営業損失は 506,814 千円、営業活動によるキャッシュ・フローは 403,904 千円のマイナスとなっております。

現状、当社株価が第 8 回新株予約権の行使価額である 238 円を安定的に超え、WKI、阿部氏、佐藤氏、石田氏、及び高橋氏から第 8 回新株予約権の行使を継続的に期待できる状況にはありませんが、第 8 回新株予約権等発行プレスの時から、(iv) の借入金返済を除き上記(i)から(iii)までの資金の支出の必要性に変わりはありません。特に、スーパーソルガム事業に関する費用については、当社は、平成 28 年 11 月末日時点で、メキシコにおけるスーパーソルガム種子販売に関する注文申込みを 610t (内、納品済 105t) 受けております。かかる事業を継続することにより、平成 28 年 4 月 20 日付「中期経営計画策定のお知らせ」のとおり、今期より主軸の事業となるよう売上計上と収益確保を実現する必要性が増しております。

そこで、当社は前回資金調達から現時点までにおける当社株価が行使価格に達しないことによる第 8 回新株予約権が行使されない現状と、販売が開始されているスーパーソルガム事業につき、当社が平成 28 年 4 月 20 日に公表しました事業計画通り事業展開するためにも現時点で残存する第 8 回新株予約権の合計 59,626 個 (内訳：WKI が所有する 38,426 個、阿部氏が所有する 6,200 個、佐藤氏が所有する 4,000 個、石田氏が所有する 7,500 個、高橋氏が所有する 3,500 個) を発行価額 (1 個当たり 381 円。総額 22,717,506 円。) で取得及び消却を行い、今回新たに発行する新株予約権については行使実績のある WKI からは、当社グループによる事業の進捗状況や株価動向に応じて投資を行いたいとの要望があり、その旨を口頭にて確認しています。また、今回調達します資金用途につきましては、借入金の返済以外は前回資金調達と用途は同内容 (但し、用途ごとに金額の増減はあります。) であり、前回資金調達時に発行しました予約権を残存させ新たに予約権を発行することは希薄化の影響を受け、また、上述のとおり第 8 回新株予約権の行使価格に対し平成 28 年 11 月末までの間は当社株価が一時的に 200 円を超えることもありましたが、行使価格であります 238 円には届かない状態であり、資金調達ができないことによる事業計画の遅れも生じております。これらのこ

とから第8回新株予約権の行使は今後も期待できないことから、現時点で残存する第8回新株予約権を全て取得し消却することを今回の本第三者割当によるWKIに対する新株式及び新株予約権の発行に対する条件として（詳細は、平成28年12月12日付「第8回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」をご参照下さい。）第8回新株予約権残存個数59,626個の買取り消却と同時に、新たに、現状の当社株価を踏まえて、本新株式及び本新株予約権を発行することといたしました。なお、残存します第8回新株予約権（59,626個）の買取りに関します資金につきましては、本新株式及び本新株予約権の発行により調達します資金から支出を行う予定です。

（i）バイオ燃料事業

当社は、バイオ燃料事業を中核事業として展開しております。これは、具体的にはスーパーソルガム（遺伝子組み換えではなく、ゲノム育種により、その収量や搾汁糖度を高めたソルガム〈イネ科の植物〉のこと。以下同じ。）の種子販売及び、スーパーソルガムを原料とした化石燃料の代替燃料に成り得るバイオ燃料（バイオエタノール及びバイオペレット）、サイレージ及び配合飼料向け種子等を生産販売する事業です。バイオ燃料事業につきましては3年前に開始し、タイ、ベトナム、インドネシア及びメキシコにおいて現地法人を設立し、また、平成26年7月29日にはバイオ燃料事業における各国現地法人を統括する子会社としてSSAをシンガポールにて設立しております。当社グループでは、各国現地法人を中心に、各国別に現地の国営機関、民間企業と商業化に向けたスーパーソルガムの試験栽培を実施し、現地関係者と共同で栽培、形質評価を行う等、各国の実情に応じた実用化に向けた取組みを行ってまいりました。

このような中、メキシコでの事業の進捗により設備等の投資が必要となっております。また、タイ・ベトナムにおいても事業が進捗する等しており、SSAの人件費等の運転資金も必要となっております。

（a）メキシコにおける事業展開に関する現状

メキシコにつきましては、平成27年3月9日に現地法人であるSuper Sorghum Mexico, S. A. DE C. V.（以下、「SSM」といいます。）の設立が完了しており、日本から現地に責任者を派遣し、現地企業、組合及びメキシコ合衆国農畜水産農村開発食糧省（以下、「SAGARPA」といいます。）等の行政機関とスーパーソルガム種子の販売に関する商談を進めております。

昨年、当社グループのSSMは、LUCELO DE PANUCO DE PRODUCCION RURAL DE RESPONSABILIDAD DE C.V.（メキシコ合衆国タマウリパス州タンピコ市 | 以下、「LUCELO DE PANUCO」といいます。）との商業化に向けた試験栽培を行いました。平成27年7月下旬の育成状況を確認したLUCELO DE PANUCOは、その時点における育成状況を見て同年10月に確認目標であった年間収穫量の200tは確保できるとの判断を行い、SSAに対して平成27年7月に40t（注1）の購入申込みがありました。SSAはこれを受け、LUCELO DE PANUCOとスーパーソルガム種子40tの販売契約を締結し、順次納品を行っております。また、平成27年10月にもLUCELO DE PANUCOより、20tの追加申し込みを受けております。さらに、SAGARPAからも、スーパーソルガム試験栽培における年間収穫量の確認目標を3か月前倒し、育成状況が良好であるとの判断を受けました。このように、メキシコにおける試験栽培において一定の評価を得たことから、平成27年11月にはメキシコ合衆国ハリスコ州グアダラハラに本社を置きコンサルタント業を行うPROFON S.C.（以下、「PROFON」といいます。）より、同社の販売先である現地生産農家に対しスーパーソルガム種子の購入提案を行うとともに、現地生産農家に販売するためにPROFONから同社を買主としてSSAに50tのスーパーソルガム種子購入申込みがあり（注2）、平成28年5月に50tを納品しています（注3）。なお、PROFONからは、納品した50tに対する受領書（検収書）が発行されSSMが受領しております。

また、前記試験栽培の結果において平成28年1月22日には、SAGARPAよりSSAが提供したスーパーソルガムを評価いただき、平成28年9月にはSAGAPRAの研究機関である国立農畜産林業研究所（INIFAP）より、メキシコにおける公式認定作物として栽培マニュアルへの登録が決定いたしました（注4）。

これらの試験栽培結果及び、SAGARPAからの報告を受け、メキシコにおける全国牧畜業者組合連合会 Confederación Nacional de Organizaciones Ganaderasのハリスコ州支部であるUNION GANADERA REGIONAL DE JALISCO：以下、「UGRJ」といいます。）（注5）よりサイレージ用としてスーパーソルガム種子の購入につき平成28年4月から平成29年3月までに200t（1年目）、平成29年4月から平成30年3月までに1,000t（2年目）、平成30年4月から平成31年3月までに5,000t（3年目）、3カ年合計6,200tの申込みがありました。

そこで、当社グループのメキシコ現地法人である SSM は、平成 28 年 2 月 29 日付で、UGRJ、株式会社アースノート（沖縄県名護市伊差川 498-1/代表取締役 徳永 毅 以下、「アースノート」といいます。SSA が販売用種子を調達している種子生産元である会社です。）及び PROFON との間でスーパーソルガム種子の生産と販売に関する基本合意（以下、「MOU」といいます。）を締結しました。

MOU におきましては、①SSM は、UGRJ に対しメキシコのハリスコ州及び他の地域において専らサイレージ用とするためにスーパーソルガム種子の販売を行う非独占的権利を付与すること、②UGRJ は、SSM から、上記申込みのとおりスーパーソルガム種子を購入し、メキシコのハリスコ州及び他の地域において UGRJ のメンバーに販売すること、③アースノートは、スーパーソルガムの種子を生産し、SSM に当該種子を供給すること、④PROFON は、円滑な取引の進行及びスーパーソルガムの種子の販売に係るビジネスの発展を促進するため、UGRJ、アースノート及び、SSM に対し、助言を行うことが定められております。

また、当該 MOU とは別に SSM は、平成 28 年 6 月 8 日付「メキシコにおける新たなスーパーソルガムの購入申込みのお知らせ」のとおり、PROFON より、200 t の購入の申込みを受けており、平成 29 年 3 月 31 日までに納品の予定となっております。

この MOU はあくまで基本合意であり、MOU 締結時において当社及び、SSM は UGRJ が提示する数量に対し、その時点では納品に対応する設備投資の目途がついていない状況であったことから販売契約自体は別途締結することを予定しており、販売に際しては、3 期間の各販売期間に係る納品時期の 6 か月前までに UGRJ と交渉の上で販売量、価格、引渡場所、引渡日その他引渡し条件等を定めた販売契約を締結する必要があります。また、MOU 締結の有効期間は MOU 締結後 3 年間であり、MOU 締結後 6 ヶ月以内に販売契約が締結できないときは自動的に MOU が解消されることとなっておりますが、平成 28 年 7 月 1 日付で UGRJ と SSM が MOU に基づく 1 年目（平成 29 年 3 月期）の 200t に関する販売契約を締結したことにより、当該 MOU は解除条件が適用されないことになりました（注 6、注 7）。但し、平成 30 年 3 月期販売予定の 1,000t、及び平成 31 年 3 月期販売予定の 5,000t につきましては、それぞれ販売期間に係る納品時期（平成 30 年 3 月期については平成 30 年 3 月）の 6 ヶ月前に販売契約の締結が行われない可能性もあります（注 8）。

SSMは、MOUに基づき、アースノートからスーパーソルガム種子を調達する必要があるところ、1年目の200tは同社の在庫から、2年目の1,000tにつきましても現時点におけるアースノートの生産能力で対応可能と考えております。しかしながら、SSAによる3年目の調達数量である5,000tにつきましてもアースノートの生産能力を超過するものと考えております。また、SSMの現地責任者及び、当社代表取締役社長（SSA代表取締役を兼務）である赤尾伸悟は、メキシコ合衆国ハリスコ州グアダハラにおいて、UGRJの組合長であるAndres S. Ramos Cano氏と直接面談を行い、来年度より3ヶ年に渡るMOU記載の数量を確実に納品するよう要請を受けております。そこで、SSM及びSSAの納品体制、アースノートの生産体制についてUGRJを含め協議を重ねた結果、今期販売する200tに続き来期以降の種子販売においてUGRJが種子の購入を行わない可能性を低減させるべく、当社においては販売種子生産に関する圃場確保、設備投資を行うこと、SSM及びSSAにおいては確実に納品するための設備投資を実施すること、アースノートにおいては当社と協力体制のもと発注予定の各年数量を確実に生産することといたしました。また、MOU締結時点ではSSM及びSSAにおいて設備投資に必要な資金調達の目途がたっていなかったこともあり、UGRJからは、MOUには明示されていないものの、3年目に納品予定であります5,000tの設備投資方法の確立により納品体制が整うことを種子販売契約の締結の条件とするとMOUの締結時に述べられているところ、第8回新株予約権の行使により調達した資金で設備投資を実現する計画でしたが、第8回新株予約権は発行後における当社株価が平成28年9月7日までは一時的に上回る取引日もありましたが、同日以降につきましては行使価額を下回る状態が続いたこともあり、阿部氏、佐藤氏、石田氏、及び高橋氏からは行使がされませんでした。今回、新たに本第三者割当による資金調達により、遅れておりますメキシコにおけるスーパーソルガム種子販売体制構築のための設備投資を行い、UGRJとMOU記載の種子販売契約につきましても、既に締結済みの1年目販売予定の200tに関する販売契約に続き、2年目の1,000tに関する販売契約を平成29年9月末までに、3年目の5,000tに関する販売契約を平成30年9月末までに、それぞれ締結していきたいと考えております。以上より、SSM、SSAは、UGRJへの3年後の5,000tの種子販売に対応するため、UGRJ販売用種子を生産する圃場の確保を行い、アースノートと共同で種子生産体制を構築することにいた

しました。

さらに、UGRJに販売するスーパーソルガム種子の供給のため販売用として輸入したスーパーソルガム種子を保存する温度湿度管理の行える中間保存倉庫の確保及び、中間保存倉庫内にて仕訳作業に使用する荷役車両（フォークリフト）、種子乾燥機、販売用専用袋詰機等の必要な機器及び、現地雇用のための人員募集費用等の投資が必要となっています。

（注1）メキシコ LUCELO DE PANUCO に関する詳細につきましては、当社が平成27年7月31日に適時開示のPR情報として公表しました「メキシコにおけるスーパーソルガム種子の販売受注に関するお知らせ」をご参照願います。

（注2）メキシコ PROFON からの種子購入申込みに関する詳細につきましては、当社が平成27年11月2日に適時開示のPR情報として公表しました『メキシコ農畜水産農村開発省（SAGARPA）との「バイオエタノール向け認定作物」の試験栽培における中間報告に基づく新たなスーパーソルガム種子販売受注のお知らせ』をご参照願います。

（注3）PROFON への50tの販売に関する詳細につきましては、当社が平成28年5月20日にPR情報として公表しました「メキシコにおけるスーパーソルガム種子販売のお知らせ」をご参照願います。

（注4）メキシコ合衆国の公式認定作物に関する詳細につきましては、当社が平成28年9月26日にPR情報として公表しました「メキシコ合衆国の公式認定作物としてスーパーソルガム栽培マニュアルへの登録決定に関するお知らせ」をご参照願います。

（注5）UGRJ とは、メキシコ合衆国全体において組合員80万人、2,000の地方牧畜業者の協会、44の地域牧畜業者結合同会、26の専門的な組合を擁する全国牧畜組合連合会 Confederación Nacional de Organizaciones Ganaderas（略称：CNOG）のハリスコ州支部になります。UGRJにつま

しては、傘下に 135 の組合と、組合員 11.5 万人が加盟する組織になります。

UGRJ：組合長：Andres S. Ramos Cano 氏

UGRJ：URL <http://www.ugrj.org.mx/>

CNOG：本部所在地：Calz. Gral. Mariano Escobedo 714,  
Colonia Anzures, C.P. 11590, Ciudad de México, D.F.

CNOG：URL <http://www.cnog.org.mx/>

(注 6) UGRJ とのスーパーソルガム種子購入契約締結に関する詳細につきましては、当社が平成 28 年 7 月 27 日に IR 情報として公表しました「(経過開示) メキシコ合衆国全国牧畜組合連合会ハリスコ州支部とのスーパーソルガム種子購入契約締結のお知らせ」をご参照願います。

(注 7) UGRJ とのスーパーソルガム種子 200t の販売契約に関する詳細につきましては、当社が平成 28 年 7 月 27 日に公表しました「(経過開示) メキシコ合衆国全国牧畜組合連合会ハリスコ州支部とのスーパーソルガム種子購入契約締結のお知らせ」をご参照願います。

(注 8) 新株式及び新株予約権の発行により調達する資金の内、8.4 億円につきましては UGRJ への納品体制確立のための資金調達になります。

(b) タイ・ベトナム・インドネシアに関する現状

タイにつきましては、バンコク市内に本店を設置しタイ国内におけるスーパーソルガム種子の販売推進、行政機関、国立大学との共同研究を行っており、また、平成 28 年 2 月 10 日に IR 情報として「(経過開示) SORG JT Co., Ltd. との独占販売契約締結に関する現状のお知らせ」にて公表致しましたとおり、当社とタイにおける種子独占販売契約を締結しました代理店の SORG JT Co., Ltd. (以下、「SORG JT」といいます。) への種子販売に向けた協議を行っております。これらタイにおける販売窓口として活動しており、現地職員の雇用も行っていることから、現地活動費、維持費としまして月 2,500 千円の費用を支出しています。また、事業につきましては、SSA が提供しましたスーパーソルガムにつきまして本来であれば SSA が SORG JT と

の間で平成 27 年 2 月 12 日に締結しました独占販売契約（注 1）に基づき試験栽培の結果、当初 1 回目の収量において 100t/ha が確認できた時点で販売契約を締結予定でしたが、タイにおいて既にロイヤルプロジェクトとして実施されております他植物であるネピアグラスの収量及び事業両面において結果が出ていないことを受け、スーパーソルガムにつきましても年間収量を確認したいとの要請を受けました。また、タイ農業省からの任命により、新たにタイ国立大学であるカセサート大学が試験栽培のデータ収集、レポート作成を行うため試験栽培に加わり、現地企業である SORG JT、カセサート大学、SSA の 3 者間でスーパーソルガム試験栽培に関する MOU を締結しました。タイにおきましては、タイ現地法人を通じ複数品種の試験栽培を実施しており、一部品種は平成 28 年 2 月末に 3 番草の形質評価が終了しております。これにより、SSA は、SORG JT と締結しております独占販売契約に基づく初回オーダー分である 10t につきましても、平成 28 年 7 月を目途に販売を目指していましたが現時点で販売は実現していません。カセサート大学からのレポート提出後に販売を行う計画のため、引続き現地法人がカセサート大学及び SORG JT と協議を行っております。なお、初回オーダー分 10t を含め、独占販売契約にて取決めました 150t につきましても、来年 4 月以降に播種する種子の販売となりますので、下期に納品を計画しており、平成 29 年 3 月期において売上計上を行えるよう引き続きタイ現地法人を通じて関係者と協議を進めて参ります（注 2）。

また、ベトナムにつきましても、平成 27 年 6 月 2 日にホーチミン市内に所在します日航サイゴンホテル内に現地法人として VIETNAM SOL SUPER SORGHUM LIMITED COMPANY（以下「VSSS」といいます。）の設立を行っており、日本より職員を 1 名常駐させ現地職員と共同にて事業推進を行っております。また、ベトナム国内において新規植物品種登録制度に基づくスーパーソルガム品種登録を完了させ、事業展開する環境が整い既に各 MOU に基づき運営をしています。また、商用化に向けた試験栽培につきましても各企業と現地法人が共同でスーパーソルガムを栽培、管理、育成しています。こうした経緯を経て、ベトナムにつきましても、平成 29 年 3 月期（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）において、行政機関である DongNai 省、大手乳業メーカーである TH Milk、VINA Milk 等への販売を計画しており販売数量は 36t を予定していましたが、現地法人代表者であった宮園泰尊氏が体調不良にて療養に専念するため平成 28 年 10

月 31 日付で VSSS の代表取締役および取締役を辞任いたしております。既に VSSS に所属する現地スタッフが代表取締役に就任しており、取引先の引継を含めた業務を執行しておりますが、当社が当初計画していました通りの販売が行えていない状況です。引続き現地法人と連携を取り販売活動を継続しますが、ベトナムにて販売を計画していました 36t につきましては、メキシコに振替えることで 2017 年 3 月期の年間販売計画である 956t の達成を目指します（※）。

（※）ベトナムに関する代表者変更及び現況に関します詳細につきましては、当社が平成 28 年 11 月 28 日に PR 情報として開示しました「ベトナム現地法人 VIETNAM SOL SUPER SORGHUM の代表者変更及び今後の事業方針についてのお知らせ」をご参照願います。

インドネシアにつきましては、ジャカルタ市内に本店を設置し平成 25 年よりスーパーソルガムから製造する液糖及びバイオエタノールの販売を目的として事業展開をしております。当初はインドネシア現地企業である PT. Samirana Surya Semesta（以下、「サミラナ」といいます。）と JV を設立し液糖製造事業、バイオエタノール製造事業及びバイオマス発電事業を目的としており平成 25 年 6 月 5 日に当時の全株主を対象としましたライツ・オファリング（注 3）を実施し資金を調達しました。しかしながら、調達しました資金の一部において本来の目的と異なる用途に使用されました。目的外使用により不足した資金は、販売予定先への液糖販売により確保した売上金を補填する予定でした（注 4）。その後、インドネシアを担当していました当社元代表取締役及び元取締役（以下、「元役員ら」といいます。）によりインドネシアの事業展開において事実と異なる情報開示が行われたことで、インドネシアで唯一の販売先である販売予定先との商談は白紙撤回されました（注 5）。これにより、販売予定先への液糖販売により確保した売上金をサミラナとの JV 設立による共同事業へ補填することが行えなくなりました。そこで当社は、スーパーソルガムから製造するバイオペレット製造事業に主軸において改めて事業計画を再構築するべく、元役員らが確保した圃場を確認しましたが、当該圃場においては圃場への連絡通路が極端に狭いため収穫に必要な農耕機械の搬入が物理的に行えないこと、圃場の面積から 1 人あたりの作業量を労働時間と日数で試算したところ、

延人数で相当数の人員確保が必要になることから現実的ではなく、現在確保している圃場での事業展開は困難であり、新たな圃場の選定も行えていない状況であることに加え、インドネシアへ配置する人材も不足していることから、前期に続き今期もインドネシアからの売上計上は困難と予想しています。

また、サミラナとの JV 設立につきましてはライセンス・オフリングによる資金調達後速やかに事業着手を行うべきでしたが、調達資金の目的外使用、事業計画における見通しの甘さ、サミラナとの事業推進における考え方の相違等の要因により現在も事業計画は停滞しております。当社はライセンス・オフリング後の平成 26 年 4 月 28 日及び、平成 26 年 11 月 4 日に実施しました第三者割当増資等の資金調達においてもインドネシアへ事業資金を投下しバイオペレット製造事業、液糖製造事業も計画しましたが、いずれも実現できていない状況です。現在はインドネシア科学院との共同研究のため現地法人に日本人職員 2 名、現地雇用職員 2 名、合計 4 名を常駐させており、事務所維持費、現地職員給与、現地会計士報酬に加え、未払金精算にかかる費用としまして、月 3,000 千円の支出となっております。なお、今後、SSA の売上金等からの新たな資金投下によるサミラナとの JV 設立、インドネシアにおけるバイオエタノール事業は現時点では行う予定がありません。

このようにインドネシアにつきましては、過去立案した事業の全てが推進されていませんが、メキシコのほか、タイ及び、ベトナム現地法人も稼働しており、これを統括する SSA として、同社と現地法人の運営に必要な費用の確保が必要となります。

(注 1) タイ SORG JT と SSA が締結しました独占販売契約の詳細につきましては、当社が平成 27 年 2 月 12 日に公表しました「SORG JT Co., Ltd. との独占販売契約締結に関するお知らせ」をご参照願います。

(注 2) タイ SORG JT との事業進捗に関します詳細につきましては、当社が平成 28 年 2 月 10 日に公表しました「(経過開示)SORG JT Co., Ltd. との独占販売契約締結に関する現状のお知らせ」をご参照願います。

(注 3) ライセンス・オフリングの詳細につきましては、当社が平成

25年6月5日に公表しました「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）」をご参照願います。

（注4）ライツ・オファリングにより調達した資金使途の変更に関する詳細につきましては、当社が平成26年10月7日に公表しました「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に係る資金使途変更に関するお知らせ」をご参照願います。

（注5）事実と異なるハラール認証に関する調査結果につきましては、当社が平成27年6月15日に公表しました「スーパーソルガム糖液に関するインドネシアにおける『ハラール認証』登録申請についての知らせ」に関する社内調査委員会からの調査報告書受領のお知らせをご参照願います。

（ii）レストラン・ウェディング事業の現状

平成27年2月10日に完全子会社化した株式会社シェフズテーブルが行うレストラン・ウェディング事業につきましては、前期より実施しています不採算店舗の閉店、人材配置の見直し、メニュー構成の統一による仕入れコスト削減等の施策を継続して実施しており、平成29年3月期第2四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日）において売上は3億84百万円（前年同期比39.2%減）となりましたが、営業損失につきましては上記施策の効果により平成28年3月期第2四半期連結累計期間営業損失127百万円に対し80百万円の損失となり赤字幅も圧縮しております。さらに、都内港区にて結婚披露宴を提供しております結婚式場兼レストラン店舗（以下、「青山店」といいます。）における結婚披露宴の成約件数につきましても前年度実績57件に対し、平成28年11月末時点で64件の予約（内、49件施工済）を確保しております。

また、青山店につきましては結婚披露宴の予約がない週末を映画、ドラマ、CM等の各種撮影現場として提供し、さらに、大手化粧品会社等の貸切イベント、企業説明会等に用途を限定せず開放することで閑散期の稼働率改善に努めております。イタリアンレストランにつきましては、立地による平日休日昼夜別に客単価、来店客数のデータを分析し、売上が好調な店舗と赤字幅が大きい店舗に分類し管理しており、

既に一部の店舗につきましては、営業時間の見直しによる人件費の削減、ランチビュッフェにおける品数の削減策も実施しています。反面、オフィス街、繁華街における店舗につきましては安定した売上げが確保されているため、来客が集中する時間帯における飲料提供時間の短縮による座席回転率の改善を図り売上向上を目指しております。

このように改善策を講じた営業をいたしておりますが、急激な改善は見込めないため依然厳しい状況が続いております。

なお、当社は当社が子会社化する時点で試算しました収益の確保が難しいものと判断し、平成 28 年 2 月 10 日に公表致しましたとおり、平成 28 年 3 月期におきまして、のれん 5 億 52 百万円を減損損失として計上しております（注）。

このような中、簡易株式交換を実施した際に当社の完全子会社となったウエディングドリーマーズ株式会社（現株式会社シェフズテーブルであり、以下、「シェフズテーブル」といいます。）が事業を譲り受けた相手である株式会社アミーズキッチン（以下、「アミーズキッチン」といいます。）に対する事業譲受の対価である 95 百万円の内、20 百万円については未だ精算を行えておりません。また、当該事業譲受に伴い一部賃借している店舗の敷金 75 百万円の返還請求権につき当該店舗の定期建物賃貸借契約を賃貸人と締結していた株式会社アミーズマネジメント（以下、「アミーズマネジメント」といいます。）よりシェフズテーブルが債権譲渡を受けております。なお、当該店舗の運営はアミーズマネジメントからアミーズキッチンが業務委託を受け店舗運営を行っておりました。これによりシェフズテーブルは賃借している店舗の敷金を新たに差入れることはありませんが、当該事業譲受に伴って譲り受けた敷金返還請求権 75 百万円（退去時における敷金償却費 15 百万円を含みます。なお、償却分の 15 百万円は返還されません。）の対価として 75 百万円の金銭をアミーズマネジメントへ支払うこととしておりました。シェフズテーブルによるアミーズマネジメントに対する当該敷金返還請求権の譲受対価である 75 百万円の金銭の支払期限は平成 27 年 12 月末日でしたが、当社及び、シェフズテーブルの厳しい運営状態に理解をいただき、その支払を猶予していただいております。しかしながら、既に事業譲受から 1 年半以上が経過し、当社が当初見込んでおりました収益の確保が行えていない状況であるため、これ以上支払を留保するわけにもまいらず今回新たに調達する資金よりアミーズマネジメントに対する敷金返還請求権の譲受対価である 75 百万円の金銭を精算したいと考えております。

(注) シェフズテーブルの減損損失に関します詳細につきましては、当社が平成 28 年 2 月 10 日に公表しました「営業外損失及び特別損失の計上に関するお知らせ」をご参照願います。

(2) 本第三者割当を選択した理由

本第三者割当は、既存株主に対して、相応の希薄化の影響を与えるため、本新株式及び本新株予約権の発行の決定に際し、当社は、以下のとおり、本第三者割当による資金調達以外の資金調達の方法についても検討いたしました。

- ① 金融機関等からの融資による資金調達は、現時点において、担保となる資産を有していないこと、また、当社の業績、財政状況から事実上困難であり、また、有利子負債の増加は財務基盤の弱い当社の現状を鑑みても、現時点における資金調達手段としては好ましくなく、資本性の資金調達が適切であると判断いたしました。
- ② 資本性の資金調達の方法として、公募増資やコミットメント型ライツ・オファリングは、当社の財政状態及び経営成績、株価動向、株式流動性等から判断した場合には、主幹事証券を選定して実施することは現実的ではなく、また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングにつきましては、株式会社東京証券取引所が制定する「有価証券上場規程」に定められておりますとおり、当社は、最近 2 年間に於いて経常損失を計上しており、行うことができません。
- ③ 本第三者割当は、第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行を組み合わせたものです。第 8 回新株予約権の発行後の株価の低迷により、第 8 回新株予約権の取得及び消却並びに本第三者割当の実施となったことを踏まえ、当社グループの平成 28 年 12 月及び平成 29 年 1 月の運転資金については資金調達が確実に見込まれる本新株式により調達することと致しました。また、本第三者割当による調達のうち、802 百万円は第 9 回新株予約権により調達することとなります。第 9 回新株予約権は、新株予約権であり、新株式に比べて資金調達手段としての不確実性はあります。しかしながら、WKI は、平成 27 年 10 月 5 日に引き受けた当社の第 6 回新株予約権の行使実績があることに加え、第 8 回新株予約権も、当社株価が行使価額以下で推移した中でも 2,100 個の行使実績があることから、第 9 回新株予約権につきましてもその行使により取得した当社株式を随時売却して新たな行使に係る資金を確保することで適時に本新株予約権を行使して頂けるものと見込んでおります。

当社はバイオ燃料事業、レストラン・ウエディング事業、当社運転資金、当社子会社運転資金及び借入金返済のための資金調達としまして、平成 28 年 7 月 13 日公表の「第三者割当による新株式発行及び第 8 回新株予約権発行のお知らせ」にてお知らせのとおり、WKI、阿部氏、石田氏、佐藤氏、高橋氏、及び株式会社オルフェウスを割当先とした第三者割当による新株式及び第 8 回新株予約権の発行を平成 28 年 7 月 29 日に実施しております。なお、前回資金調達により、平成 28 年 11 月末日時点で 406 百万円を調達しております。今回、メキシコ UGRJ からの平成 28 年 7 月～平成 31 年 3 月まで 3 ヶ年におけるスーパーソルガム種子購入申込みに対応するためのメキシコ国内における温度湿度調整の行える中間保存倉庫の確保、輸入後中間保存倉庫内における仕分け作業に必要な荷役車輛（フォークリフト）の確保、現地販売用種子袋付帯設備の確保増強等、レストラン・ウエディング事業における未払金の精算並びに当社及び SSA 運転資金の調達を行うことが、当社グループの企業価値の向上につながるものと考えております。

このような状況において、WKI からは、当社の現状の株価を基準に当社が新株式及び新株予約権を発行する場合にはその引き受けを行う用意があるとの回答を頂きました。

そこで、当社としては、上記各資金の調達を実現すべく、本第三者割当により、当社グループ事業に理解を示されている WKI に対し、本新株式、及び本新株予約権を発行することと致しました。

なお、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、当社取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日を決議することができます。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の 14 日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個当たり金 417 円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとしております。

また、新株予約権は、その行使が新株予約権者の判断によるため、当社の株価動向によっては行使されず、当社の予定した資金を調達できないという不確実性があるものの、本新株予約権の割当先である WKI からは、当社グループによる事業の進捗状況や株価動向に応じて投資を行いたいとの要望があり、新株予約権が段階的に行使されることにより、株式に比べて、既存株主の皆様における株式の急激な希薄化を低減でき、株主の皆様にとって好ましいと判断したことから、当社は、本日開催の当社取締役会決議において、本第三者割当においては新株式に加えて新株予約権により資金調達を行う

ことといたしました。なお、社外取締役の意見も取締役会の意見と異なるものではありません。また、当社取締役会といたしましても、本第三者割当により一定の希薄化は生じるものの、本第三者割当と同時に現時点で残存する第8回新株予約権を発行価額で取得及び消却を行うこと、また、今回の本第三者割当による調達資金の使途は、前回資金調達における使途のうち、現時点で未充当の部分及び追加のスーパーソルガム種子仕入費用であり、当社のバイオ燃料事業、レストラン・ウェディング事業並びに当社運転資金、及び当社子会社運転資金のための資金調達を行い、本新株式及び本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、前述の資金使途に充当することにより、売り上げ拡大等の効果が表れ、収益基盤の一層の強化を図れることが見込まれることから、将来的な収益力の増大が期待されるため、本第三者割当による資金調達は合理的であると判断しております。

なお、当社が平成28年7月13日に公表しました「第三者割当による新株式発行及び第8回新株予約権発行に関するお知らせ」においてお知らせした、前回資金調達により調達いたしました資金の充当状況につきましては、次のとおりとなります。

【前回資金調達により調達した資金の充当状況】

[平成28年11月30日時点]

(単位：百万円)

具体的な使途	充当予定額	充当額	未充当額
① スーパーソルガム事業に関する費用			
メキシコにおけるスーパーソルガム保存用中間倉庫建設費用、設備投資、人員確保費用	200	0	200
メキシコにおける圃場確保費用	400	0	400
スーパーソルガム種子仕入費用	300	150	150
② レストラン・ウェディング事業に関する費用			
事業譲受対価未払金の精算資金	20	0	20
敷金返還請求権譲受対価未払金の精算資金	75	0	75
③ 運転資金			

当社運転資金	300	189.1	110.9
SSA 運転資金	294	47	247
④ 借入金返済			
返済資金（注 1）	200	0	200
合 計	1,789	386.1	1,402.9

（注 1） 株式会社ムサシインテックからの借入金 200 百万円につきましては、新たに借入れた資金にて平成 28 年 9 月 2 日付で全額返済を行っております。

（注 2） 前回資金調達において発行した新株式及び第 8 回新株予約権、並びに平成 28 年 11 月 30 日時点で行使済みの第 8 回新株予約権により調達しました資金につきましては、上記のとおり充当させていただいております。なお、当社運転資金への充当額 189.1 百万円を平成 28 年 7 月から平成 28 年 11 月までの運転資金として充当済であります。

（注 3） 前回資金調達に係る弁護士費用（登記費用含）、算定費用、調査費用、紹介手数料として上記以外に調達しました資金から 20 百万円を支出しています。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### （1）調達する資金の額（差引手取概算額）

① 調達する資金の総額	1,194,908,130 円
（内訳）	
本新株式の発行による調達額	599,999,904 円
本新株予約権の発行による調達額	11,917,026 円
本新株予約権の行使による調達額	582,991,200 円
② 発行諸費用の概算額	10,000,000 円
③ 差引手取概算額	1,184,908,130 円

（注 1） 上記払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額 599,999,904 円、本新株予約権の発行価額の総額 11,917,026 円及び本新株予約権の行使価額の総額 582,991,200 円を加えた額です。

（注 2） 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税が含まれておりません。

(注3) 発行諸費用は、登録免許税、弁護士費用として7百万円、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表取締役 能勢元、以下「東京フィナンシャル・アドバイザーズ」といいます。）に対する本新株予約権の公正価値算定費用として2百万円、反社会的勢力に関する調査費用1百万円合計10百万円からなります。

(注4) 本新株予約権の行使期間内にその全部又は一部につき行使が行われない場合、及び本新株予約権の全部又は一部につき消却がなされた場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な用途

今回の第三者割当による新株式及び第9回新株予約権発行にて調達します資金につきましては、前回資金調達における用途のうち、現時点で未充当の部分、及び追加のスーパーソルガム種子仕入費用に充当いたします。具体的には、以下のとおりです。

なお、第8回新株予約権の行使により調達した資金のうち上記用途に未充当の部分と、本第三者割当により調達する資金は同一の銀行口座で管理せず分別管理を行い、それぞれの資金用途にあわせ支出を管理いたします。

資金用途〈新株式発行による調達分〉

具体的な用途	金額	支出予定時期
① 運転資金		
当社運転資金（注7）	81.2 万円	平成 28 年 12 月 ～ 平成 29 年 3 月
SSA 運転資金（注8）	140 百万円	平成 28 年 12 月 ～ 平成 29 年 3 月
② 第8回新株予約権買取資金	22.7 百万円	平成 28 年 12 月
③ スーパーソルガム事業に関する費用		
メキシコにおけるスーパーソルガム保存用中間倉庫建設費用、設備投資、人員確保費用（注2）	200 百万円	平成 29 年 1 月～ 平成 30 年 7 月
スーパーソルガム種子仕入費用（注4）	150 百万円	平成 28 年 12 月～ 平成 29 年 3 月
合 計	593.9 百万	

	円	
--	---	--

資金使途〈新株予約権の発行及び行使による調達分〉

具体的な使途	金額	支出予定時期
① 当社運転資金	5.9 百万円	平成 28 年 12 年 ～ 平成 29 年 3 月
② スーパーソルガム事業に関する費用		
メキシコにおける圃場確保費用 (注 3)	400 百万円	平成 29 年 1 月 ～ 平成 30 年 7 月
スーパーソルガム種子仕入費用 (注 4)	90 百万円	平成 29 年 1 月 ～ 平成 29 年 3 月
③ レストラン・ウェディング事業に関する費用		
事業譲受対価未払金の精算資金 (注 5)	20 百万円	平成 29 年 1 月 ～ 平成 29 年 3 月
敷金返還請求権譲受対価未払金の精算資金 (注 6)	75 百万円	平成 29 年 1 月 ～ 平成 29 年 3 月
合 計	590.9 百万 円	

・本第三者割当に係る発行諸費用としまして、新株式発行により調達します資金から 6 百万円を、新株予約権の発行及び行使により調達します資金から 4 百万円、合計 10 百万円を差引いております。

(注 1) 今回スーパーソルガム事業(※ 1)に関する費用として調達します 8.4 億円につきましては、UGRJ との MOU(※ 2)に基づく種子販売に対応する設備投資、圃場確保、販売用種子購入費用となります。今後、UGRJ との具体的な販売契約(なお、平成 29 年 3 月期の 200t に関する販売契約については、平成 28 年 7 月 1 日付で締結済みです。)が締結できない場合につきましては、当社、100%子会社であります SSA、SSM(※ 3)におきまして、その時点における資金充当状況、未調達額に対する対応を協議し、未調達金の取扱いにつきまして開示を行います。なお、その他、上記資金使途と異なる使途にて充当する必要がある場合におきましても、速やかに開示いたします。

(※ 1) 当社が展開しますスーパーソルガム事業とは、主にメキシコ、タイ、ベトナムにおいて現地行政機関、企業、組合、生産農

家等へスーパーソルガム種子の販売を行うことを指します。  
なお、購入先であります各国行政、企業、組合、生産農家は、  
スーパーソルガムを栽培、収穫を行いサイレージ・バイオエ  
タノール等の最終製品に加工いたします。

(※2) UGRJ との MOU につきましては、種子供給元でありますアース  
ノートも契約当事者として調印しております。これは、種子  
供給元として MOU 締結から 3 ヶ年合計 6,200t の種子を SSM に  
供給することにつき合意を得たものです。

(※3) SSM の出資者につきましては、当社および SSM 代表取締役川本  
幸夫の 2 名になります。また、出資比率につきましては、当  
社 90%、川本幸夫 10%の割合になっております。

(注2) メキシコ事業におけるスーパーソルガム保存用中間倉庫建設費用、設  
備投資、人員確保費用

メキシコにおけるスーパーソルガム種子販売におきまして、現在当  
社現地法人である SSM 本店所在地近郊において、販売用として輸入し  
たスーパーソルガムの種子を保管する温度湿度の調整可能な冷暖房完  
備の中間保存倉庫の確保が必要です。これは、スーパーソルガム種子  
が温度湿度に影響され管理保管を正しく行わないと品質の劣化につな  
がることからです。今回、メキシコにおける UGRJ と平成 28 年 2 月 29  
日に締結しました MOU では、平成 28 年 4 月から平成 31 年 3 月までの  
3 ヶ年で合計 6,200t を受注予定であり、平成 28 年 7 月 1 日付で UGRJ  
と SSM が締結した販売契約に基づき、平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月  
までの 1 年間で販売用に輸入する数量は 200t になります。また、輸入  
する種子は、輸出国であるオーストラリアにおいて 25kg の袋に詰めら  
れ専用コンテナにて出荷されるため、SSM は輸入後メキシコにおける販  
売のため 20kg の SSM 社名入りの専用種子袋へ詰替えて販売を行います。  
これにより、初年度 200t の輸入時は最大で 10,000 袋の保管が必要と  
なります(※1)。また、次年度は 1,000t、50,000 袋、3 年目は 5,000t、  
250,000 袋となります。なお、上記は SSM が現時点で UGRJ との MOU に  
て購入申込みを受けている数量のみになりますので、メキシコにおけ  
る他の生産農家、企業、組合等からの受注を受けた場合には保管数量  
が増加することになります。このように輸入した種子を販売するまで  
は、当社及び SSM の責任において販売用種子を管理する必要があるた

め、メキシコ国内において温度調節が可能な中間保存倉庫（※2）を平成30年7月までにSSMにおいて倉庫用地を確保し、自社倉庫として建設することとし、確保に係る費用として170百万円、附帯します荷役車輛（フォークリフト）、種子乾燥機、袋詰機及び、現地雇用職員の募集に係る費用として30百万円、合計200百万円を充当する予定です。なお、当該予算につきましては、前回調達資金から200百万円の充当を予定していましたが、前回調達資金からは充当が行えておりませんので、改めて200百万円を本第三者割当てにより調達します資金から充当するものです。なお、種子供給元でありますアースノートとは受注に関する供給時期、栽培スケジュール、及びオーストラリアからの輸出手続き全般を協議の上、輸出スケジュールに基づき順次メキシコ現地法人へ輸出を行っております。なお、スーパーソルガム保存用中間倉庫建設費用、設備投資、人員確保費用の支出時期につきましては、第7回新株予約権の発行時は、平成28年4月～平成29年3月を予定していましたが、第7回新株予約権が約4ヶ月行使されなかったことにより、前回資金調達において当初計画を見直した結果、かかる充当期は平成28年7月から平成30年7月と変更いたしました。今回の充当期につきましては、平成29年1月から平成30年7月までと充当期間の終期に、かかる変更を維持しております。

（※1）初年度の200tにつきましては、中間保存倉庫の建設が間に合わず、次年度の1,000tについても同様であることが予想されますので、中間保存倉庫確保までの間はレンタル倉庫等により管理保管をする予定です。賃借倉庫につきましては、ハリスコ州グアダハラ中央市場内の冷蔵倉庫を賃借しており、保存用と詰替作業場所用に2倉庫を賃借しています。

（※2）中間保存倉庫につきましては、最大5,000tのスーパーソルガム種子保存能力を持つ倉庫を建設予定です。

（注3）メキシコ事業における圃場確保費用

スーパーソルガム種子の中間保存倉庫確保に伴い、輸入した種子を港湾施設から中間保存倉庫まで陸送し、メキシコ国内販売用に専用の種子袋へ詰め替える作業が必要です。また、現時点では種子製造元であるアースノートから輸入し販売を行う計画であります。既にUGRJと締結しましたMOUにおける平成28年4月から平成31年3月までの

購入申込みは合計 6,200t と納品も大幅に増えるため、海上輸送用のリーファー・コンテナ（※1）の確保、また、リーファー・コンテナは通常の輸送コンテナに比べ冷房完備の分コストが高いこともあり輸入コストの削減を行いたいと考えております。さらに、海上輸送における輸送船の海難事故において種子喪失による販売予定先へ種子が販売できなくなる等による信用棄損、売上確保の機会喪失のリスクを回避する必要があります。これらのコスト削減、リスク回避を行うため、メキシコ国内において販売用種子の生産を行う圃場（以下、「親圃場」といいます。）の確保を行う予定です。しかしながら、第8回新株予約権の行使が行われていないこともあり平成28年11月末時点において具体的な親圃場の選定は行えておりません。親圃場確保につきましては継続して実施してまいります。なお、確保する親圃場面積としましては最大で4,000ヘクタール（※2）を予定しております。また、親圃場の気候、水路又は灌水施設、収穫における農耕機械の搬入のための連絡路等インフラ環境を確認、選定したうえで、今後の販売契約に向け安定した種子供給体制を整えるため、親圃場を確保する予定です。なお、親圃場につきましては、農業地域における平坦な土地を前提に賃貸にて選定いたしますが、確保する面積が大きいため複数箇所に分けて賃貸を予定しています。この親圃場に係る年間賃貸料として400百万円を充当する予定です。当社及び、SSAは種子生産者であるアースノートから種子を仕入れ、販売を行う場合、アースノートから仕入れます種子購入価額の中には、アースノートが生産を行う圃場の賃貸管理費等が含まれていると考えられることから、当社が直接的に圃場に関する費用負担を行うことはなく、当社グループが親圃場の確保を行うこともありません。このような中、当社グループが賃料を負担してまで親圃場の確保を行う理由としましては、UGRJからの3ヶ年分の購入申込み6,200tに対して、現在アースノートが確保している圃場において販売用種子の生産能力が1,000t程で限界となるからです。これにより、当社及び、SSMは、UGRJより購入申込みを受けた6,200tの内、3年後の5,000tの生産体制についてアースノートに確認をしたところ、現在アースノートが確保している圃場での生産は行えないものの、新たな親圃場の確保を行うことで生産は可能であるとの回答を得ています。そこで、当社グループにおいては販売用種子の生産が行えないため、SSAがMOUに基づきUGRJから購入申込みを受けました3ヶ年6,200tの納品に対し、当社の責任において親圃場を確保しアースノートに生産委託をする形で販売用種子の生産を行うことといたしま

した。アースノートからは、当社が親圃場の確保に係る費用を負担することを条件として、SSMがUGRJより購入申込みを受けました3ヶ年6,200tの生産に関する協力の申出を受けております。そのため、従来はアースノートが親圃場を確保し、その費用を負担していたところではありますが、今回は、当社の費用負担において親圃場を確保し種子生産を行います。なお、UGRJへの販売価格につきましては、UGRJとの商談において確定しております。UGRJとの正式な販売契約締結後において、今後納品してまいりますMOU記載の種子販売を行うことで親圃場に係る費用を回収する予定です。なお、親圃場確保後につきましては、親圃場における播種、施肥、管理、収穫、脱穀、パッキング等の一連の実地作業を通し知識習得のためSSA及び、SSMから研修職員を派遣する予定であります。当該研修職員に係る人件費、旅費交通費、宿泊費等につきましてはSSA、SSMが負担いたします。ただし、派遣する研修職員の人数、期間等につきましては確定しておりません。また、現時点におきましては、アースノートとの間においてSSAが購入するスーパーソルガム種子の価格につき具体的な減額交渉もなく、将来実現されるかは不透明ですが、当社が親圃場を確保し、アースノートが当該圃場で種子生産を開始した段階で、当社が負担します親圃場の賃貸費用につきましては、当社がアースノートより仕入れます種子の仕入価額の減額交渉を行い仕入の負担を軽減する予定です。なお、3年目に納品予定の5,000tを栽培するための新たな親圃場確保のための調達資金の支出時期につきましては、第7回新株予約権発行時は平成28年7月から平成30年3月を予定していましたが、第7回新株予約権が約4ヶ月行使されなかったため、前回資金調達においてその充当時期を4ヶ月延長し平成28年7月から平成30年7月と変更いたしました。今回の充当時期についても、かかる変更を維持しております。

(※1) リーフター・コンテナ

コンテナ内部の温度を一定に保つ設備を備えたコンテナになります。主に冷凍、冷蔵食品、医薬品、高温により品質劣化が懸念される物品等の輸送に利用されます。

(※2) 確保予定の親圃場につきましては、調査次第で複数箇所、地域、国が変更になる可能性があります。親圃場確保における変更が生じた場合は速やかに開示いたします。

(注4) スーパーソルガム種子仕入費用

平成29年3月期(平成28年4月1日～平成29年3月31日)におけるスーパーソルガム種子仕入量につきましては、販売計画956tに対して、手持在庫138tを差引いた818tとなっております。当社は、前回資金調達時においてメキシコUGRJ(※1)への種子販売に伴う種子の仕入として300百万円を調達し、平成28年7月から平成29年3月にかけて納品する販売用種子200tの購入費用及び平成29年4月から平成30年3月までに納品する販売用種子1,000tの購入費用の一部としまして、平成28年10月100百万円、平成28年12月100百万円、平成29年2月100百万円を調達した資金から支出を予定していました。

当社は、前回資金調達時において、今期各国へ販売する種子の категорияが確定していなかったことにより種子生産元であるアースノートとの間で、category別に分けた仕入れに関する具体的な契約は締結しておりませんでした。その後、平成28年10月に各国へ販売する種子のcategoryが確定したため、種子生産元であるアースノートが指定しますFEEDENER PTY LTDとの間で今期SSAが仕入れます種子800tに関する購入契約を締結いたしました。なお、FEEDENER PTY LTDにつきましては、今後オーストラリアからの輸出が増加することに伴い、煩雑な輸出手続き、海事業務における事務処理をアースノートが依頼しているオーストラリア国内に存在する法人になります。今後、当社はアースノートが生産するスーパーソルガム種子をFEEDENER PTY LTDを通じて購入することになります。

今回、当社はFEEDENER PTY LTDとの間で締結しました800t(購入契約代金1,375百万円)の種子購入契約締結によりFEEDENER PTY LTDに対し種子購入費用の支払いを行うことになりました。FEEDENER PTY LTDとの種子購入契約における決済条件につきましては、発注時に前払金として購入金額の一部金を支払い、残金につきましては、本第三者割当により調達します資金に加えSSA、SSMが各国における種子販売による売上金から充当予定であります。本来であればFEEDENER PTY LTDとの種子購入契約締結時に一括して種子代の支払いを行うべきですが、当社におけるスーパーソルガム事業からの売上は現時点においてメキシコからの売上しか計上できておらず、売上金回収におきましても販売先よりメキシコ商慣習と農業界における支払いサイクルにて決済期間につき納品後4ヶ月から6ヶ月を要望されたことから、メキシコにおける売上金の回収は平成29年1月からとなります。また、期初に予定していましたタイSORG JTとの独占販売契約に基づくSORG JTへの

種子販売における売上 1,500 百万円（販売計画 150t・販売価格 100USD/kg）につきましても、平成 28 年 11 月末日時点でタイ国立大学でありますカセサート大学からのスーパーソルガムに関するレポート提出が行われないこともあり、SORG JT との間において販売契約の締結が行えていないのが実情です。SORG JT との種子販売契約につきましても平成 29 年 2 月から 3 月に販売を計画しており、SORG JT への販売による入金も平成 29 年 3 月末を見込んでおりますが、当社が計画しています時期に SORG JT への販売契約（納品）が行えない場合には、売上金の入金も予定の時期に確保できないこととなります。さらに、ベトナムにおきましては現地法人であります SOL SUPER SORGHUM VIETNAM（以下、「VSSS」といいます。）の創業時からの代表取締役である宮園泰尊氏が体調不良により平成 28 年 10 月末日で退職しております。VSSS においては、既に現地雇用の職員より代表取締役を選任し引継業務含め業務を執行させておりますが、前代表取締役である宮園泰尊氏の病气療養による入院、通院の都合もあり円滑に引継ぎが行えていない状況であり、ベトナムにおける売上金確保も行えていない状況です。このように、メキシコ以外の国においてはベトナムの販売計画の遅れに加え、メキシコの売上金入金が平成 29 年 1 月からとなったこと、タイにおける販売が現時点では確定していないこと等、売上高の大きいタイからの入金が確保できるまでは当社および当社グループにおける種子購入資金を捻出することは資金繰り上困難な状況であります。

こうした中、FEEDENER PTY LTD と締結しました 800t の種子購入契約に基づく支払いスケジュールにつきましても、既に前回資金調達時において充当しました 149.7 百万円に加え、当社手持金から充当しました 140 百万円、合計 289.7 百万円は前払金としてアースノートに支払っております。なお、アースノートから購入した種子を受領するまでは短期貸付金となっており、FEEDENER PTY LTD からの購入種子受領時に当社、アースノート及び FEEDENER PTY LTD との間で種子代金と相殺契約を締結する予定です。また、現時点における残金決済のスケジュールにつきましても、次の通り計画をしています。平成 28 年 12 月 280 百万円（シスウェーブ譲渡資金含め手許資金 180 百万円、調達資金 100 百万円）、平成 29 年 1 月 50 百万円（調達資金）、平成 29 年 3 月 90 百万円（調達資金）、なお平成 29 年 4 月から平成 29 年 7 月までの支払いにつきましても SSA、SSM からの売上金を次の通り充当いたします。平成 29 年 4 月 220 百万円、平成 29 年 5 月 130 百万円、平成 29 年 6 月 200 百万円、平成 29 年 7 月 115.4 百万円、合計 1,375.1 百万円（内訳：前

回調達資金 149.7 百万円、シスウェーブ譲渡代金（※2）含手許資金から 320 百万円、調達資金 240 百万円、売上金から 665.4 百万円）の支払計画となります。このように、今期 800t の仕入れにつきましては、上述のとおり総額で 1,375 百万円の仕入費用が発生しております。

なお、来期の販売計画 1,800t につきましても SSA、SSM が各国販売先への販売用種子を確保するため、また種子生産元の種子生産スケジュールを考慮しますと来期 1,800t の種子仕入に関します FEEDENER PTY LTD との購入契約は平成 29 年 9 月を目途に契約締結を計画しています。1,800t の種子仕入れに関する支払につきましては、今期以上に仕入費用が増大することから、今期の売上金からの一括支払いは困難であることが予想されます。当社としましては、今期メキシコ、タイにおいて販売します種子売上金から 1,800t の前払金として一部を充当し、さらに、来期販売しますメキシコ、タイ、ベトナムからの売上金から後払分の支払いを行う予定です。このように、今期同様に前期における売上金から契約金額の一部を前払にて決済を行い、残金につきましては各国売上金回収後において後払による決済を行う予定です。

種子仕入れにおける将来的なリスクとしまして、本来であれば種子購入時において一括支払いとなりますが、上述のとおり当社グループにおける手許資金の不足により、今期 800t の仕入につきましては FEEDENER PTY LTD との協議により契約時一部前払、残金は一定期間経過後に精算の方式で契約を締結しております。しかしながら、このような決済方法は、仕入量に比例して後払金の精算比率が大きくなることから、来期、来々期において FEEDENER PTY LTD との間で今期と同内容の決済方法による種子購入契約が行える確約はありません。現時点においては、今期同様の契約が締結できることを前提として資金計画を組立っていますが、今期同様の決済方法による契約が締結できないことも想定され FEEDENER PTY LTD と来期、来々期における種子購入契約が締結できない時は、当初の販売計画は達成できず大幅な見直しが必要になります。さらに、現時点において当社が販売を計画しています各国の販売状況から、タイにおける販売につき販売価格が 100USD/kg（独占販売権料込）と、他の販売先と比較して単価が高額であることにより、計画しています数量より受注が少ない時は今後の資金計画への影響が大きくなります。さらに、今期の販売計画の 956t の内、メキシコにおいては販売計画の約 80%である 770t の販売を計画しております。既に 610t の購入申込みがあり現時点における納品は 105t に留まっております。当月以降納品予定の 505t につきましては、輸入済の

SSM 在庫に加え不足量は順次オーストラリアから輸出を行う計画ですが、計画通りの日程で輸出手続きが行えない時は、今期中に納品できないこととなります。

(※1) UGRJ からの SSM に対する 200t のスーパーソルガム種子購入申込みに関する詳細につきましては、当社が平成 28 年 7 月 27 日に公表しました「(経過開示) メキシコ合衆国全国牧畜組合連合会ハリスコ州支部とのスーパーソルガム種子購入契約締結のお知らせ」をご参照願います。

(※2) シスウェーブの全株式譲渡に関します詳細につきましては、当社が平成 28 年 11 月 25 日に IR 情報として開示いたしました「子会社株式の譲渡(子会社の異動)に関するお知らせ」をご参照願います。

(注5) レストラン・ウェディング事業における事業譲受対価未払金の精算資金

当社が平成 27 年 2 月 10 日に簡易株式交換(※)により当社完全子会社化したシェフズテーブルは、アミーズキッチンから行われた事業譲受の対価である 95 百万円の同社に対する支払につき、その時点におけるシェフズテーブルの手許資金では一括で 95 百万円を現金精算することは困難な状況であり、当社グループからシェフズテーブルに精算資金の貸付も資金繰り上困難でありました。そのため、シェフズテーブルは、アミーズキッチンと協議のうえ、事業譲受契約締結日までにアミーズキッチンが食材の仕入れ等により発生しました仕入業者に対する支払債務及び、アミーズキッチンが賃貸借しています店舗の賃料につきまして、事業譲受契約日を起点として事業譲受契約日以降に発生する賃料債務をシェフズテーブル、事業譲受契約日前に発生している賃料債務をアミーズキッチンの負担とするべきですが、事業譲受契約締結日において事業譲受の対価である 95 百万円を現金精算できないこともあり、事業譲受の対価である 95 百万円に満つるまでアミーズキッチンの仕入業者に対する仕入代金支払債務の支払い、事業譲受締結日前に発生している賃料債務をシェフズテーブルがアミーズキッチンに代わり支払うことで事業譲受対価の精算を行うことを想定しておりました。また、店頭顧客が支払で利用するクレジット決済による売上金の入金口座に関する変更手続きを、事業譲受日以降に開始した

ことにより、クレジットカード会社からの売上金の入金口座変更までの間、店頭顧客のクレジット決済による売上金は事業譲受後において当面アミーズキッチンに入金されることとなりました。このクレジット売上金も事業譲受の対価に充当させておりました。これらの結果、現時点において事業譲受の対価である95百万円のうち、シェフズテーブルはアミーズキッチンに対し約75百万円まで支払を完了させましたが、未だアミーズキッチンに対し事業譲受対価未払金といたしまして20百万円の債務が存在します。本来、シェフズテーブルの売上金からアミーズキッチンに対して支払いを行うべきですが、「2. (1) (ii) レストラン・ウエディング事業の現状」に記載のとおり、売上金からの事業譲受対価未払金精算は現実的に難しい状況であり、事業譲受から既に1年9ヶ月以上が経過していること、当面レストラン・ウエディング事業において売り上げ回復の見込みがたっていないことから、今回、本第三者割当により調達した資金から20百万円をアミーズキッチンへの事業譲受対価未払金の精算として充当する予定です。

(※) アミーズキッチンとの簡易株式交換の詳細につきましては、当社が平成27年1月20日に公表しました「簡易株式交換によるウエディングドリーマーズ株式会社の完全子会社化及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」をご参照願います。

株式交換契約締結日	平成27年1月20日
事業譲受契約締結日	平成27年1月20日
事業譲受効力発生日	平成27年2月1日
株式交換効力発生日	平成27年2月10日

(注6) レストラン・ウエディング事業における敷金返還請求権譲受対価未払金の精算資金

平成27年2月10日実施のシェフズテーブルによるアミーズキッチンからの事業譲受に伴い、青山店の引継ぎを行いました。青山店は賃貸物件であり、店舗運営はアミーズキッチンとグループ会社の関係であるアミーズマネジメントから業務委託を受けたアミーズキッチンが運営を行っており、青山店の店舗賃貸借につきましてはアミーズマネジメントと賃貸人との間で定期建物賃貸借契約（以下、「本契約」といいます。）が締結されておりました。なお、本契約の契約終了期日は平成27年6月26日であり、契約終了日に賃貸人とシェフズテーブルに

て新たに定期建物賃貸借契約書（以下、「新契約」といいます。）を締結しました。新契約締結時に借借人がアミーズマネジメントからシェフズテーブルに変わることになりますので、本来新たな借借人であるシェフズテーブルが貸貸人に対し敷金を差入れ、貸貸人は本契約が終了するアミーズマネジメントに対し差入れられている敷金を返還することになります。新契約締結時点において、当社及び、シェフズテーブルの手許資金では貸貸人に対し敷金 75 百万円の差入れが困難であったため、貸貸人とアミーズマネジメントと協議のうえ、新契約締結時に、まず、アミーズマネジメントとシェフズテーブルにおいて、アミーズマネジメントが貸貸人に対して差入れている敷金 75 百万円の返還請求権（退去時における敷金償却費 15 百万円を含みます。なお、償却分であります 15 百万円は返還されません。）をシェフズテーブルが譲り受け、当該敷金返還請求権の譲受対価である 75 百万円の支払いは平成 27 年 12 月末日と約定しました。次に、貸貸人、アミーズマネジメント、シェフズテーブル及び当社において、当該敷金返還請求権の譲受契約に基づく貸貸人への敷金返還請求権はアミーズマネジメントからシェフズテーブルに譲渡されたこと、アミーズマネジメントは貸貸人に対して敷金の返還請求権がないことの確認を目的とした合意書を作成しております。シェフズテーブルは上記の敷金返還請求権の譲受契約に基づき、譲受対価である 75 百万円の精算を平成 27 年 12 月末日までに履行する予定でしたが、運営に必要な資金の確保にも窮する状態のため、当該約定日に 75 百万円の精算は行えておりません。また、アミーズマネジメントにはシェフズテーブルの現状（赤字経営が続く中、間接金融による資金調達も困難な状況）をご理解いただき、事業譲渡対価と同様返済期限も設定されておらず本第三者割当により精算資金を確保するまで支払を猶予していただいていることに加え、当社が事業を譲り受けてから既に 1 年 9 ヶ月が経過していることもあり、第三者割当により調達した資金から敷金返還請求権の譲受契約に基づく敷金返還請求権の譲受対価の未払金精算として 75 百万円を充当する予定です。

（注 7）当社運転資金

当社の毎月の支出としましては、前回資金調達時において人件費として月額約 7 百万円、毎月の恒常的な経費（家賃、監査報酬、会計士・税理士への顧問料、弁護士への支払報酬、業務委託料、証券代行機関への支払、保険料等）として、月額 21 百万円、月額 28 百万円となつ

ておりましたが、現地法人が管理する在庫種子の実査棚卸に係る渡航費用、現地法人における会計業務に係る現地会計士への支払い報酬等が月額 3.5 百万円増加したことにより、毎月の支出につきましては合計 31.5 百万円を見込んでおります。

また、過去 6 ヶ月平均支出につきましては 37 百万円となっており、支出増加の要因といたしましては、管理部経理課職員の退職等により、本決算対応のため臨時に派遣社員を雇用したこと、また、決算資料作成、税金計算等において外部会計士に業務を委託したことに加え、現在係争中であります訴訟における弁護士に対する報酬支払等が発生したことによります。

こうした中、平成 29 年 3 月期につきましては、SSA の子会社である SSM がメキシコ UGRJ より購入申込みを受けましたスーパーソルガム種子販売による売上、さらにタイにつきましては、SORG JT に対する独占販売契約に基づく 150t の売上金等を見込んでおりますが、売上金が入金されるまでの期間におきましては、引き続き手許資金の流出は避けられない状況です。既に第 8 回新株予約権の行使により調達しました資金から 170 百万円を運転資金として充当しており、第 8 回新株予約権発行時の資金使途における未充当額は 110.9 百万円です。今回調達します資金からは 87.1 百万円を、当初予定通り、平成 29 年 3 月までの当社運転資金に充当いたしますが、今回当社運転資金としまして充当します 87.1 百万円（月額平均 21.8 百万円）に対する当社月額支出平均 31.5 百万円の差額であります月額 9.7 百万円の不足金に関しましては、当社より SSA を経由して運転資金として貸付ています資金につき、各現地法人の売上金から SSA 貸付金を回収し、SSA 経由にて当社へ返済させることで不足分を補填いたします。

#### （注 8）SSA 運転資金

当社 100% 子会社である SSA につきましては、シンガポールに本社を置くバイオ燃料事業の統括会社になります。既に、SSA の子会社として、タイ現地法人 Thai Super Sorghum、メキシコ現地法人 SSM、インドネシア現地法人 PT. PANEN ENERGI の 3 法人がそれぞれの国で稼働しております。SSA の運転資金及び、SSA の子会社である現地法人の運転資金としましては次のとおりとなります。

- ①SSA シンガポール本店経費月額 4,500 千円（内訳：現地雇用職員、取締役人件費 2,500 千円、事務所賃料、現地会計士顧問料、水道光熱費 2,000 千円）

- ②SSA 日本支店経費月額 22,000 千円（内訳：人件費 6,000 千円・会計士、弁護士顧問料、旅費交通費 16,000 千円）
- ③タイ現地法人月額費用 2,500 千円（内訳：現地雇用職員、取締役人件費 1,500 千円、事務所賃料、現地会計士顧問料、水道光熱費 1,000 千円）
- ④メキシコ現地法人月額費用 1,500 千円（※1）（内訳：現地雇用職員人件費、350 千円、事務所賃料 300 千円、倉庫賃料 700 千円、水道光熱費 150 千円）
- ⑤インドネシア現地法人月額費用 3,000 千円（内訳：現地雇用職員人件費、業務委託費用 1,350 千円、事務所賃料 150 千円、現地会計士顧問料、水道高熱費 500 千円、未払金精算 1,000 千円）

上記①～⑤合計 33,500 千円が定期的に支出される費用になります。また、不定期ですが日本支店における各種展示会参加に係る会場費、設営費、撤収費といたしまして 2,000 千円程増加する月が見込まれます。

なお、バイオ燃料事業からの売上は現時点で平成 29 年 3 月期第 2 四半期連結累計会計期間（平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日）において 229 百万円と前期に比べ売上の確保は行えているものの、各国販売先におけるスーパーソルガム種子播種時期が 4 月から 6 月であることから納品も 1 月から 3 月に集中するため、売上は下期の計画となっております。このような中、既にメキシコでは平成 29 年 3 月期の販売計画 770t に対し 610t の購入申込み（内 105t は納品済）を受けております。また、メキシコ UGRJ には平成 28 年 4 月から平成 31 年 3 月までの 3 ヶ年で合計 6,200t を販売する計画となっております。既にメキシコ、LUCELO DE PANUCO に販売いたしましたスーパーソルガム種子につきましては、SSA がタイ SORG JT へ販売を行う予定となっております在庫から出荷しております。そのため、PROFON 及び、LUCELO DE PANUCO への種子販売による売上代金につきましては、平成 29 年 1 月から SSM に入金がありますが回収しました資金は改めてタイへの販売用種子購入代金とするため SSA の運転資金への充当は行えません。これらのことから、タイ SORG JT への 150t 販売による売上金を SSA の運転資金、販売用種子購入代金に充当する予定でありましたが、当初販売を計画していましたが平成 28 年 3 月期、及び平成 28 年 4 月から 11 月においてもタイへのスーパーソルガム種子販売は行えていないことから、タイからの売上計上ができませんでした。これにより、SSA は引き続き運転資金が不足する状況です。また、平成 29 年 3 月期におけるタイ、ベト

ナムの売上につきましては、メキシコ UGRJ 向け平成 30 年 3 月期納品分である 1,000t の種子購入費用に充当するため SSA の運転資金への充当が行えません。そのため、前回資金調達により 297 百万円を調達・充当予定でしたが、平成 28 年 11 月までに 47 百万円しか調達・充当していないため、不足分は当社からの借入金等により充当しました。今回、あらためて今後の所要額を算出したところ、平成 28 年 12 月～平成 29 年 3 月までの運転資金 4 ヶ月分として 140 百万円の調達が必要であることから、当初の充当期間であります平成 29 年 3 月までの SSA 運転資金として引続き充当させていただきます（※ 2）。

（※ 1）メキシコ現地法人月額費用の中に、中間保存倉庫確保までの間、グアダラハラ中央市場内に賃貸借します冷蔵倉庫 2 倉庫分の賃料負担分も含まれております。

（※ 2）海外取引の懸念といたしまして、販売先であるタイ、メキシコ、ベトナム各国におきまして、販売予定先との契約締結が行えない場合、また、契約締結後販売した種子の売掛金回収が困難になった場合、その他、天候不順による種子の不作、害虫被害や病気等により期待した程の収穫量が得られない場合、バイオ燃料の需要や市場規模が想定したとおりの拡大をしない場合、販売網の整備状況等により当初の想定したとおりの拡販しえない場合、現時点において認識していないものの他社の新規参入による競争激化によりバイオ燃料としての価格優位性が低下した場合、バイオ燃料に関する技術革新に対し当社が適切かつ迅速に対応できなかつた場合等、バイオ燃料事業の売上計上が全くできないことも予想されます。

（注 9）本第三者割当により調達した資金につきましては、当社運転資金、メキシコ事業へ優先的に充当し、行使状況に応じて、SSA 運転資金、レストラン・ウェディング事業の精算金及び敷金支払へと充当する予定です。

（注 10）本第三者割当における本新株予約権につきましては当社が予定している通り行使が行われない場合、当社運転資金、メキシコ事業への充当を優先させます。また、当社グループ会社内において資金調整を行い必要に応じて各支出先への支払い金額を見直します。具体的には、レス

トラン・ウエディング事業の精算金及び、敷金の返済につきましては譲受先との支払期日の調整を行うことで調達資金に合わせ個別に調整を行います。

#### 4. 資金使途の合理性に対する考え方

上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、本第三者割当により調達した資金は、バイオ燃料事業に関する費用、レストラン・ウエディング事業（精算金・店舗保証精算）、当社及び SSA の運転資金に充当する予定です。また、バイオ燃料事業に関しましては、上記 3 (2) 注 8 ※ 2 において、さまざまな要因にて売上が計上できないことを予測していますが、当社が展開します、レストラン・ウエディング事業含め全ての事業にリスクは想定されております。とりわけバイオ燃料事業に関しましては、平成 25 年 3 月期から平成 28 年 3 月期までに 32 百万円しか売上計上が行えてないため現時点において想定されるリスク要因を詳細に記載したものです。しかしながら、タイ、ベトナム、インドネシア、メキシコにおいて現地法人の設立も完了し、ベトナムにおいてはスーパーソルガム品種登録も完了しており、メキシコにつきましては、現地企業である LUCELO DE PANUCO より平成 27 年 7 月 40t、平成 27 年 10 月 20t、PROFON より 50t、合計 110t の買入申込みを受け、平成 28 年 11 月末時点において LUCELO DE PANUCO には 55t、PROFON には 50t、合計 105t を納品しており、平成 29 年 3 月期第 2 四半期累計期間において売上計上をいたしております。さらに UGRJ から 3 ヶ年合計で 6,200t の購入申込みも受けております。また、今期バイオ燃料事業の売上につきましてはメキシコ、タイ、ベトナムに対しまして 956t の販売を計画し、うち 610t の購入申込みを受けています（注）。

このように、バイオ燃料事業に関する費用、販売用スーパーソルガム種子購入費、レストラン・ウエディング事業（精算金・店舗保証精算）に充当する資金は当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものであり、また、当社及び SSA の運転資金への充当は当面の資金繰りや財務体質の改善にもつながることから、本第三者割当の資金使途には合理性があると考えております。

（注）バイオ燃料事業を含む当社グループの平成 29 年 3 月期～平成 31 年 3 月期における事業計画につきましては、当社が平成 28 年 4 月 20 日に公表しました「中期経営計画策定のお知らせ」をご参照願います。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

#### 【本新株式】

本新株式に係る払込金額の算定にあたっては、できうる限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であると認識しております。

この点からすると、直近の当社株式の株価が当社の実態を適正に表しているものと考えられることから、本新株式の1株当たりの払込金額につきましても、本新株式の発行に係る取締役会決議日の前日取引日(平成28年12月9日)の終値226円を基準とすべきと考えられます。もっとも、当社が平成28年7月13日付で新株式及び第8回新株予約権の募集に係る有価証券届出書を提出後、当社株価の終値は、同年7月14日に274円となった後は下落傾向にあり、最近1ヵ月は175円から228円の範囲で推移しているものの、当社の業績動向、財務動向、株価動向(取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均株価等)を勘案するとともに、割当予定先とも協議した結果、同取締役会決議の直前取引日(平成28年12月9日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値226円から9.73%割り引かれた204円といたしました。

なお、当該新株式の払込金額は、本新株式の発行に係る取締役会決議の直前取引日までの1ヶ月間の終値平均201円に対して1.040%のプレミアム、当該直前取引日までの3ヶ月間の終値平均198円に対して1.030%のプレミアム、当該直前取引日までの6ヶ月間の終値平均220円に対して7.272%のディスカウントであります。

上記払込金額は、上記のとおり、本新株式の発行に係る取締役会決議の直前取引日までの1ヶ月間の終値平均及び3ヶ月間の終値平均に対してはそれぞれプレミアムを有するものであり、また、当社は平成28年6月24日付「当社株式の業績基準に係る猶予期間入りに関するお知らせ」でお知らせしたとおり、平成25年3月期から平成28年3月期まで4期連続で営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっており、現在上場廃止の猶予期間中であること、平成28年3月期の営業損失は2,265,923千円、営業活動によるキャッシュ・フローは1,165,246千円のマイナスとなっていること、前回資金調達以降、当社株価は一時的に上昇することもあったものの、全体としては継続して下落傾向にあること等に鑑みますと、平均値を払込金額の基準とすることは適切ではないものと考えられることから、同取締役会決議の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値226円から9.73%割り引かれた

204 円を払込金額とするものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成 22 年 4 月 1 日付)に照らしても、特に有利な払込金額には当たらないと判断いたしました。

なお、当社の全ての監査役からは、当社取締役会において、本新株式の払込金額は、本新株式の発行に係る取締役会決議の直前取引日までの終値からは 9.73%を超えるディスカウントとなるものの、当社は平成 28 年 6 月 24 日付「当社株式の業績基準に係る猶予期間入りに関するお知らせ」でお知らせしたとおり、平成 25 年 3 月期から平成 28 年 3 月期まで 4 期連続で営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっており、現在上場廃止の猶予期間中であること、平成 28 年 3 月期の営業損失は 2,265,923 千円、営業活動によるキャッシュ・フローは 1,165,246 千円のマイナスとなっていること、前回資金調達以降、当社株価は一時的に上昇することもあったものの、全体としては継続して下落傾向にあること等に鑑みると、平均値を払込金額の基準とすることは適切ではないものと考えられることから、同取締役会決議の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 226 円から 9.73%割り引かれた 204 円を払込金額とすることは適切であり、上記「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠していることから、特に有利な払込金額には該当せず、適法である旨の意見をいただいております。

#### 【本新株予約権】

当社は、本新株予約権の発行条件の決定に際し、他社上場企業の第三者割当増資における公正価格の算定実績をもとに、外部の当社との取引関係のない独立した専門業者である第三者算定機関(東京フィナンシャル・アドバイザーズ)に算定を依頼しました。

第三者機関は、ストックオプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用し、基準となる当社株価 226 円(平成 28 年 12 月 9 日の終値)、権利行使価額 204 円、ボラティリティ 81.36(平成 26 年 11 月から平成 28 年 11 月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間は 2 年、リスクフリーレート-0.187%(評価基準日における中期国債レート)、配当率 0%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社普通株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施、本新株予約権 1 個につき 417 円との結果を得ております。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条

件について記載いたします。

- i. 割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提として、行使期間最終日（平成 30 年 12 月 25 日）に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。
- ii. 取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、当社による取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。

当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、当社取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日を決議することができます。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の 14 日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個当たり金 417 円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとしております。取得条項の発動条件については、代替資金調達コストは 59.75%（修正 CAPM により算定した株主資本コスト 6.87%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分 52.88%を加えた数値）としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額 204 円に代替資金調達コスト 122 円を加えた 326 円としております。これは、株価が当該価額を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。なお取得条項を発動する場合、発行金額と同額での本新株予約権の取得が可能としています。
- iii. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を 1 営業日あたり 10%ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の 10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規則に関する内閣府令」の 100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場

の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また、新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

上記算定根拠より算出された本新株予約権1個につき417円の価額は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、本新株予約権の発行要領及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしている当社の考えから、時価相当であると判断しております。

また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向(取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均株価等)を勘案するとともに、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成28年12月9日)の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値から9.73%割り引かれた204円といたしました。本新株予約権の行使価額204円は本調達に係る取締役会決議日の前日までの最近1ヶ月平均192円に対しては1.062%のプレミアム、前日までの最近3ヶ月平均198円に対しては1.030%のプレミアム、前日までの最近6ヶ月平均220円に対しては7.272%のディスカウントです。

また、本新株予約権の払込金額につきましては、当社監査役3名(うち、社外監査役2名)からは、上記と同様の理由により、それ自体特に割当予定先に有利な価額ではなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第三者割当により発行される本新株式は2,941,176株(議決権数は29,411個)、本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数は2,857,800株(議決権数は28,578個)であり、これらを合計した株式数(以下「本第三者割当に係る株式数」といいます。)は5,798,976株(議決権数は57,989個)となります。本第三者割当に係る株式数(潜在株式数含む)及び議決権数の合計について、本第三者割当決議時点にお

ける発行済株式数 23,529,944 株及び議決権数 233,615 個に対する希薄化率は、発行済株式数に対し 24.65%、議決権数に対し 24.82%となります。また、本第三者割当に係る取締役会決議日である平成 28 年 12 月 12 日から 6 ヶ月以内である平成 28 年 7 月 29 日に発行された新株式及び第 8 回新株予約権の目的となる株式数を合算した株式数（新株予約権につきましては行使により発行済の株式のみ）は 1,690,232 株（議決権数は 16,902 個）であり、本第三者割当に係る株式数と合算した株式数は 7,489,208 株（議決権数は 74,891 個）となります。本第三者割当に係る株式数及び議決権数に、6 ヶ月以内の第三者割当（前回割当）により発行した株式数（新株予約権については行使により発行済の株式のみ）に係る株式数及び議決権数を加算した合計について、前回割当決議時点における発行済株式数 21,839,712 株、及び議決権数 216,713 個に対する希薄化率は、発行済株式数に対し 34.29%、議決権数に対し 34.56%となります。

かかる議決権数（74,891 個）を、平成 28 年 12 月 9 日時点の当社の総株主の議決権数（233,615 個）で除した割合（希薄化率）は 32.06%です（当社は、第 8 回新株予約権の割当先である WKI、阿部氏、佐藤氏、石田氏、及び高橋氏との間で、本日、第 8 回新株予約権買取契約を締結しており、本第三者割当の決議日である平成 28 年 12 月 12 日からその払込期日である平成 28 年 12 月 28 日〈第 8 回新株予約権取得日〉までの間において、各々がそれぞれ保有する第 8 回新株予約権を行使しない旨〈それぞれとの間で第 8 回新株予約権買戻契約において行使を制限しています。〉を合意しております。）。

割当予定先は本新株式及び本新株予約権を行使して取得した当社株式 5,798,976 株を中長期保有ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場で売却する方針ですが、当社株式の直近 6 か月間の 1 日当たりの平均出来高は 254,874 株、直近 3 か月間の 1 日当たりの平均出来高は 273,608 株、直近 1 か月間の 1 日当たりの平均出来高は 438,648 株、となっており、一定の流動性を有しております。また、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した場合の当社株式数 2,857,800 株を本新株予約権の行使期間である 2 年間（245 日／年営業日で計算）で売却すると仮定した場合の 1 日当たりの数量は 5,832 株（小数点以下切捨て）となり、上記直近 6 か月間の 1 日当たりの平均出来高の 2.29%、直近 3 か月間の 1 日当たりの平均出来高の 2.13%、直近 1 か月間の 1 日当たりの平均出来高の 1.33%となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。したがって、当社は本新株予約権による発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的な範囲であるものと判断

しております。また、割当予定先からも、当社株式を売却する際には、株価に配慮しつつ売却を進めるものと伺っていることから、大きな影響はないと判断しております。

さらに、当社としては、平成 28 年 12 月 12 日付「第 8 回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」のとおり、本第三者割当と同時に現時点で残存する第 8 回新株予約権を発行価額で取得及び消却を行うこと、また、今回の本第三者割当による調達資金の用途は、前回資金調達における用途のうち、現時点で未充当の部分及び追加のスーパーソルガム種子仕入費用であり、当社のバイオ燃料事業、レストラン・ウェディング事業並びに当社運転資金、及び当社子会社運転資金のための資金調達を行い、本新株式及び本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、前述の資金用途に充当することにより、売り上げ拡大等の効果が表れ、収益基盤の一層の強化を図れることが見込まれることから、将来的な収益力の増大が期待され、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

また、本新株予約権の第三者割当を含め、本新株予約権の発行決議日である平成 28 年 12 月 12 日から 6 ヶ月以内に行われた第三者割当に係る議決権数は総株主の議決権数の 25% 以上となります。そこで当社は、「松田綜合法律事務所（東京都千代田区大手町二丁目 6 番 1 号/弁護士・兼定尚幸及び弁護士・菅原清暁）」から平成 28 年 12 月 12 日に本第三者割当増資の必要性及び相当性が認められる旨の意見書を入手し本第三者割当による資金調達には、必要性及び相当性が認められるとの意見を得ております。

## 6. 割当予定先の選定理由

### (1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	White Knight Investment Limited
(2) 本 店 所 在 地	1st Floor, #4 DEKK House, Street, P.O. BOX 505 Providence Industrial Estate, Mahe, Republic of Seychelles
(3) 代表者の役職・氏名	Director 南谷猛（注 1）
(4) 事 業 内 容	投資業
(5) 資 本 金	US\$ 1
(6) 設 立 年 月 日	2013 年 11 月 5 日
(7) 発 行 済 株 式 数	1 株

(8)	決算期	9月		
(9)	従業員数	0名		
(10)	主要取引先	該当なし		
(11)	主要取引銀行	DBS銀行		
(12)	大株主及び持株比率 (上位5名)	Director 南谷猛 100% (注1)		
(13)	当社との関係等	資本関係	当該会社は、平成28年9月30日時点において、当社株式を0株(平成28年9月30日時点の当社発行済株式総数21,839,712株に対し0%(平成28年9月30日時点の当社議決権個数216,713個に対しては0%))、当社の第8回新株予約権38,426個(新株予約権1個当たり100株)を保有しております。これを除き、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、資本関係はありません。	
		人的関係	当社と当該会社との間には、人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、人的関係はありません。	
		取引関係	当社と当該会社との間には、取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、取引関係はありません。	
		関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。	
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	2014年9月	2015年9月 (注2)	2016年9月 (注2)
	連結純資産	209	—	—
	連結総資産	209	—	—
	1株当たり純資産	—	—	—
	連結売上高	9	—	—

連結営業利益	9	—	—
連結経常利益	9	—	—
連結当期純利益	9	—	—
1株当たり当期純利益	9	—	—
1株当たり配当金	—	—	—

(金額単位：百万円)

(注1) 南谷猛氏につきましては、平成26年7月29日～平成27年4月15日まで、SSAの取締役として就任していました。

(注2) WKIの2015年9月及び2016年9月決算数値につきましては、WKIの本店所在地を管轄しますセーシェル共和国の国内法に基づき提出期限が定められていないため、現在集計中になります。

当社は、割当予定先であるWKIより、反社会的勢力等とは一切関係がないことの説明を受けております。

また、上記とは別に、WKIにつきましては当該割当予定先並びに当該割当予定先の役員、主要株主等の関係者及び関係会社（以下、「割当予定先等」と総称します。）が反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに割当予定先の役員が犯罪歴を有するか否か及び警察当局から何らかの捜査対象になっているか否かについて、第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（東京都港区赤坂2-8-11/代表取締役・羽田 寿次）に調査を依頼いたしました。さらに当社は株式会社セキュリティ&リサーチの代表取締役羽田寿次氏と面談を実施し割当予定先の調査方法につきヒアリングを行いました。当社は、面談の結果、株式会社セキュリティ&リサーチの調査方法（自社にて収集した情報、過去新聞記事を含む各種メディアベースに照会）は妥当であると判断しました。株式会社セキュリティ&リサーチに依頼しました割当予定先の調査報告につきましても、割当予定先等について反社会的勢力の影響を受けている事実が無いことの調査報告、及び回答が得られました。また、割当予定先の役員についても犯罪歴や捜査対象となっている事実について確認されなかったとの回答を得ております。

当社は調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチの代表取締役と面談にて調査方法を確認し、さらに、上記のとおり、割当予定先等が特定団体等とは一切関係がないことを確認したことで、当社として、割当予定先は反社会的勢力との関わりがないと判断いたしました。なお、当社は、

その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

本新株式及び本新株予約権の割当予定先である WKI につきましては、既に当社が発行しました第5回新株予約権、第6回新株予約権、及び第8回新株予約権において引受及び行使実績があり、第7回新株予約権について引受実績があること、当社グループが展開する事業、当社グループの財政状態に理解をいただいていることから、今回、本新株予約権の資金調達の引受けについて依頼し、応諾頂きました。

以上より、今回、WKI に本新株式及び本新株予約権を割り当てることといたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株式及び本新株予約権の割当予定先である WKI とは、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを口頭にて確認しております。なお、WKI が本新株予約権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとしております。

なお、当社は、本新株式について、その割当予定先である WKI から、割当を受ける日より2年以内に割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合は、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株式及び本新株予約権に係る払込みについて、割当予定先である WKI の平成28年11月30日時点の預金残高を、当該割当予定先を名義人とする銀行口座に係る口座概要書の写しにより確認し、当該割当予定先が本新株式及び本新株予約権に係る払込みに十分な現預金を保有していることを確認しております。また、当社が確認しました WKI の資金につきましては、WKI 代表者である南谷猛氏個人が WKI に出資し

ている資金である旨を口頭にて確認しております。なお、現時点における保有資産からすると本新株予約権の全てを行使できないものの、段階的な行使・売却で資金確保するというを前提に踏まえ、当社としましても十分であると判断いたしました。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

募集前 (平成 28 年 9 月 30 日現在)		募集後かつ本新株予約権の行使前	
株式会社 SBI 証券	5.53%	White Knight Investment	11.11%
日本証券金融株式会社	4.92%	株式会社 SBI 証券	4.87%
阿部信雄	3.43%	日本証券金融株式会社	4.33%
株式会社ムサシインテック	3.43%	阿部信雄	3.02%
正井 宏治	1.44%	株式会社ムサシインテック	3.02%
野村証券株式会社	1.37%	正井 宏治	1.27%
株式会社アベカンパニー	1.30%	野村証券株式会社	1.20%
オカザキファンド 投資事業有限責任組合	0.97%	株式会社アベカンパニー	1.13%
木原 海鵬	0.96%	オカザキファンド 投資事業有限責任組合	0.85%
山名 啓継	0.92%	木原 海鵬	0.85%

募集前 (平成 28 年 9 月 30 日現在)		募集後かつ本新株予約権が全て 行使された場合	
株式会社 SBI 証券	5.53%	White Knight Investment	19.77%
日本証券金融株式会社	4.92%	株式会社 SBI 証券	4.40%
阿部信雄	3.43%	日本証券金融株式会社	3.91%
株式会社ムサシインテック	3.43%	阿部信雄	2.73%
正井 宏治	1.44%	株式会社ムサシインテック	2.73%
野村証券株式会社	1.37%	正井 宏治	1.14%
株式会社アベカンパニー	1.30%	野村証券株式会社	1.09%
オカザキファンド 投資事業有限責任組合	0.97%	株式会社アベカンパニー	1.02%
木原 海鵬	0.96%	オカザキファンド	0.77%

		投資事業有限責任組合	
山名 啓継	0.92%	木原 海鵬	0.76

(注1) 平成28年9月30日現在の株主名簿をもとに、本日までに当社が把握した株式の異動状況を踏まえて記載しております。なお、本第三者割当における本新株式及び本新株予約権の割当先のいずれも、保有方針は純投資である旨の意思を表明しており、かつ、当該当社株式を長期間保有する意思を表明しておりません。

(注2) 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

(注3) 上記のほか、当社は、自己株式として167,538株を保有しております。

#### 8. 今後の見通し

本第三者割当に伴う今期における当社業績への影響はございません。

#### 9. 企業行動規範上の手続き

本第三者割当を含め、本第三者割当の発行決議日である平成28年12月12日から6ヶ月以内に行われた第三者割当に係る議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、本第三者割当には株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条「第三者割当に係る遵守事項」の適用があり、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手をしております。

具体的には「松田綜合法律事務所(東京都千代田区大手町二丁目6番1号/弁護士・兼定尚幸及び菅原清暁)」から平成28年12月12日に本第三者割当増資の必要性及び相当性が認められる旨の意見書を入手し本第三者割当による資金調達には、以下の必要性及び相当性が認められるとの意見を得ております。兼定尚幸弁護士及び菅原清暁弁護士は、いずれも、当社の顧問弁護士ではなく、過去及び現在において当社の役員や従業員であったこともありません。また、兼定尚幸弁護士及び菅原清暁弁護士は、いずれも、当社の係争事件及び契約交渉等につき当社の代理人となったことはありません。

##### (i) 本第三者割当の必要性について

###### a. 本第三者割当の目的

本第三者割当の目的は、当社グループが取り組むバイオ燃料事業及びレストラン・ウェディング事業に充当するための資金を調達し、当社グル

ープの資金繰りや財務体質の改善を図り、もって、当社の企業価値及び株主価値の向上を図る点にある。

#### b. 資金確保の必要性

当社グループは、タイ、ベトナム、インドネシア及びメキシコに現地法人を設立し、当該各国現地法人を中心に、各国別に現地の国営機関、民間企業と商業化に向けたスーパーソルガムの試験栽培を実施し、現地関係者と共同で形質評価を行う等、各国の実情に応じた実用化に向けた取組みを行っている。上記に加え、メキシコにおいては、スーパーソルガムにつきメキシコにおける公式認定作物として栽培マニュアルへの登録が決定され、かつ、当社グループは、メキシコにおいて、平成29年3月期のスーパーソルガム種子販売計画770tに対し610tの購入申込み（内105tは納品済）を受け、メキシコUGRJには平成28年4月から平成31年3月までの3ヶ年で合計6,200tを販売する計画となっている。そこで、当社グループは、当該購入申込みに対応するための設備投資及び人員を確保するため、新たな資金を調達する必要がある。また、当社グループは、スーパーソルガム種子を販売後販売先から実際に販売代金を回収するまで数ヶ月を要するため、販売代金を回収するまでのつなぎの資金として運転資金を調達する必要がある。

また、当社が平成27年2月10日に完全子会社化したシェフズテーブルは、同社が行うレストラン・ウェディング事業について、不採算店舗の閉店、人材配置の見直し、メニュー構成の統一による仕入れコスト削減、閑散期の稼働率改善等の施策を継続して実施した結果、平成29年3月期第2四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成29年9月30日）において売上が384百万円（前年同期比39.2%）となり、営業損失についても上記施策の効果により、第2四半期連結累計期間営業損失127百万円に対し80百万円の損失となり赤字幅が圧縮されているものの、経営状況の急激な改善はなお見込めず、依然として厳しい状況が続いている。

このような中、シェフズテーブルは、簡易株式交換を実施した際に譲受先に対して支払義務を負った、事業譲受対価の未精算分20百万円及び敷金返還請求権の譲受に係る精算金75百万円を弁済し、財務体質を改善する必要があるため、新たな資金を調達する必要がある。

なお、当社は、平成28年7月29日、前記の資金調達を目的として、平成28年7月13日に当社取締役会において決議された第8回新株予約権を発行したものの、現時点において、第8回新株予約権67,226個のうち7,600個しか行使されておらず、残部について行使の目途もたっていない。

このため、第8回新株予約権の残部の行使による資金調達は期待できない。

また、当社は、平成28年11月25日、シスウェーブの全株式を売却し620百万円を調達したものの、うち480百万円を当社及びシスウェーブの借入金の返済に既に充当又は今後充当する予定であり、うち110百万円をスーパーソルガム種子仕入費用に今後充当する予定であり、うち30百万円をアドバイザー費用の支払いに充当した。したがって、当社は、上記売買代金を前記資金使途に充当することができない状況である。

そして、当社グループのバイオ燃料事業については、新たな設備投資及びスーパーソルガム種子の仕入れを図ることにより平成29年3月期にメキシコ、タイ、ベトナムにおいて合計956tの種子の販売を計画していること、メキシコUGRJに対してだけで平成28年4月から平成31年3月までの3ヶ年で合計6,200tを販売する計画となっていること、タイにおける販売予定先であるSORG JTとの独占販売契約に基づき販売を取り決めた種子150tについても平成29年3月期において売上計上を行えるよう協議が進められていること、並びに、現状においてウエディング事業における立替金及び敷金返還請求権の精算のための資金、当社グループの運転資金のための資金が調達できていないことを考慮すれば、本第三者割当により新たな資金を調達することは、当社の財務体質の改善、事業の維持及び拡大のために不可欠であるといえる。

#### c. 小括

以上の事実を考慮すれば、当社グループは、現状の事業を継続し、これを維持・拡大するために、早急に新たな資金調達を行う必要性が極めて高いと考えられる。

### (ii) 本第三者割当の相当性

#### a. 他の手法との比較

##### ① 金融機関等からの融資

当社の資金余力が乏しい状況を考慮すると当社が金融機関等から新たな融資を受けることは困難であり、また、新たな融資を受けられたとしても有利子負債の更なる増加は当社にとって不利益が大きいと考えられる。

##### ② 公募増資及びコミットメント型ライツ・オファリング

当社の株価動向によれば、当社の最近6か月の株価は平成28年6月1日の始値を上回っていないこと、現在、当社の資金余力が乏しい状態にあると考えられることに加えて、当社の株式の売買高・流動性が高いと

は言えないことを考慮すると、当社が現時点において、主幹事証券会社を選定の上公募増資又はコミットメント型ライツ・オフアリングを実施することは困難である。また、仮に当社が現時点において公募増資を実施した場合、当社の株価が現時点よりも大きく下落する可能性がある。

併せて、当社は、最近2年間において、経常損失を計上しており、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第304条第3号の規定する新株予約権証券の上場基準を満たしておらず、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングを実施することも困難である。

### ③本第三者割当

本第三者割当は、本新株式及び本新株予約権の発行を組み合わせで行われる。そして、本新株式割当予定先は当社に対して、当社の現状の株価を基準に当社が新たに新株を発行する場合には、その引き受けを行う用意がある旨回答しており、本新株式の引受は合理的に見込まれる。

併せて、本新株予約権についても、割当予定先より当社に対して、当社の現状の株価を基準に当社が新たに新株予約権を発行する場合にはその引受けと行使を行う用意がある旨回答しており、本新株予約権の引受及び行使も合理的に見込まれる。

なお、第8回新株予約権については、WKIに割り当てられた新株予約権の行使は一部に留まっており、結果として、第8回新株予約権で予定していた資金調達が行われていない。しかしながら、WKIに割り当てられた第8回新株予約権の行使が一部にとどまった理由は、平成28年9月6日を最後に、同予約権の行使価格が当社の株価を一度も超えず、WKIが第8回新株予約権を行使するインセンティブが全くなかったためである。そこで、当社が現在の株価を基準に本新株予約権をWKIに改めて付与した場合には、WKIは、今後本新株予約権を行使することも十分考えられる。

また、本新株予約権の割当予定先であるWKIは、当社に対して、当社グループによる事業の進捗状況や株価動向に応じて投資を行いたいと述べている。この点につき、当社は、当社グループが手がけるレストラン・ウエディング事業及びバイオ燃料事業等については、本第三者割当後に段階的に売上げを上げて業績を改善していくことを予定しているため、WKIは、当社グループの段階的な業績改善に併せて本新株予約権を段階的に行使することも十分考えられる。したがって、当社が本第三者割当を実施しても、当社既存株主の株式の急激な希薄化を低減できる可能性も十分にあると考えられる。

## b. 小括

以上より、他の手法と比較しても、本第三者割当は合理的な資金調達手段であると考えられる。

(iii) 発行条件の相当性

a. 払込金額

① 本新株式の発行価格

本新株式の発行価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成 28 年 12 月 9 日）の株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の普通取引の終値 226 円を基準に、これに対して 9.73% のディスカウントを加えた 204 円である。当該発行価額につき、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日（平成 28 年 12 月 9 日）の終値 226 円に対するディスカウント率は 9.73% となっている。この点につき、当社の中期経営計画は平成 28 年 4 月 20 日に、当社の平成 29 年 3 月期に係る第 2 四半期決算短信（連結）は平成 28 年 11 月 10 日に、当社のシスウェーブ株式売却は平成 29 年 11 月 25 日に、それぞれ開示されている。したがって、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日である平成 28 年 12 月 6 日時点における本新株式の発行価額は、当社の直近の業績及び今後の事業計画を踏まえて形成されたものであり、当社の現状の企業価値を適正に反映していると考えられる。したがって、平成 28 年 12 月 9 日を基準に本新株式の発行価額を決定することは特段不合理ではない。また、当該発行価額を基準とした 9.73% のディスカウント率については、日本証券業協会が定める第三者割当増資の取扱いに関する指針にも準拠している。

以上より、本新株式の発行価格 204 円は、合理的な金額であると考えられる。

② 本新株予約権の発行価格

当社は、本新株予約権の発行条件の決定に際し、外部の当社との取引関係のない独立した専門業者である東京フィナンシャル・アドバイザーズに算定を依頼し、算定評価書（以下「本算定評価書」という）を取得している。

東京フィナンシャル・アドバイザーズによる上記算定については、前提とされた事実関係について重大な誤りがなく、当該前提に基づく価格算定の内容は一般的な手法によるものであり、かつ、その他当該価値算定について特段不合理と考えられる点も見受けられない。

上記に加え、東京フィナンシャル・アドバイザーズは、新株予約権の

評価算定について豊富な経験を有しており、その専門家としての能力について特段問題となる点はないと考えられる。

したがって、417円という本新株予約権の評価額は、時価相当額と考えられる。

以上より、本新株予約権の発行価格417円は、合理的な金額であると考えられる。

### ③ 本新株予約権の行使価格

本新株予約権の行使価格は、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日（平成28年12月9日）の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値から、9.73%割り引かれた金額である204円とされている。

この点につき、日本証券業協会が定める第三者増資の取扱いに関する指針においては、第三者割当による株式発行につき株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額で発行するよう要請されている。当該指針は新株予約権の行使価格について直接規律する指針ではないものの、本新株予約権の行使価格が当該指針で定められたディスカウント率の範囲内で定められた場合（つまり、本新株予約権の行使価格が本新株予約権の発行に係る取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上で定められた場合）、そうではない場合に比べて、本新株予約権の行使価格が高くなる。そうすると、本新株予約権発行時点において本新株予約権が直ちに行使されると、本新株予約権の行使価格と行使時点における当社普通株式の時価との乖離が相対的に小さくなると考えられる。その結果、本新株予約権の行使による当社普通株式の株価下落の影響は相対的に小さくなると考えられる。したがって、本新株予約権の行使価額は、合理性が認められる。

なお、本新株予約権には、その条件として取得条項が付されている。同条項により、本第三者割当後に当社の普通株式の株価が大きく上昇した場合に当社が任意に本新株予約権を取得できることから、同条項は本新株予約権行使による割当予定先の投資益の上限を画する機能があると考えられ、合理的な内容であると考えられる。

また、本新株予約権には、その条件として行使価額修正条項が付されている。同条項は、本第三者割当後の新株発行及び株式分割等により当社普通株式の価額が変動した場合に、当社普通株式の時価評価を基準に行使価額を調整するものであり、特段不合理な内容ではないと考えられる。

b. 発行数量及び株式の希薄化の規模

本第三者割当によって、議決権総数に対する割合で 29.52%の希薄化が生じるが、当社が本第三者割当を行わなかった場合、当社グループが現状の事業を継続しこれを維持・拡大するための資金を調達できないリスクがある現況に鑑みれば、本第三者割当の実施は既存の株式価値を維持継続するための重要な手段となる。

また、本第三者割当により、当社の負債の圧縮、資本増強が見込まれるため、その結果、本第三者割当が当社の企業価値向上、ひいては株式価値の向上にもつながり、既存株主の将来的な利益も期待できる。

以上から、本第三者割当による資金調達は、それに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模はいずれも合理的である。

(iv) 割当予定先の相当性

本新株式及び本新株予約権の割当予定先である WKI は、既に当社が発行した第 5 回新株予約権（当社が平成 26 年 10 月 8 日に開示した「第三者割当増資による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権発行に関するお知らせ」に記載された資金調達）、第 6 回新株予約権及び第 8 回新株予約権において引受及び行使実績があり、また、第 7 回新株予約権についても引受実績があり、当社グループが展開する事業に理解を示している。

当社は、WKI に対して、本新株予約権の行使により取得する当社株式の保有目的が純粋な投資であって当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことを口頭で確認し、かつ、WKI が本新株予約権に係る払込み及びその後の同予約権の段階的な行使に十分な資力を保有していることを確認している。

(v) 小括

上記のとおり、本第三者割当は、他の手段との比較、発行条件、割当予定先等を考慮すると、当社の資金調達手段として相当であると考えられる。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）（単位：百万円）

	平成 28 年 3 期	平成 27 年 3 期	平成 28 年 3 期
売上高	1,389	1,298	2,793
営業利益	△737	△1121	△2,265
経常利益	△1,008	△1,129	△2,368
親会社株式に帰属する 当期純利益	△253	△1,275	△3,076
1株当たり当期純利益(円)	△32.11	△102.81	△164.16
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産(円)	216.64	198.97	61.83

(2) 現時点における発行株式数及び潜在株式数の状況

種類	株式数	発行株式数に対する比率
発行済株式	23,529,944株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	6,156,900株	26.17%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

※小数点第3位以下四捨五入

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成 26 年 3 月期		平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
	株式分割前	株式分割後		
始値	3,577円	296円	300円	335円
高値	13,207円	459円	909円	372円
安値	2,486円	231円	265円	140円
終値	2,988円	299円	350円	336円

① 最近6ヶ月の状況

	平成 28 年 7 月	平成 28 年 8 月	平成 28 年 9 月	平成 28 年 10 月	平成 28 年 11 月	平成 28 年 12 月
始値	237円	240円	233円	211円	173円	173円
高値	294円	260円	248円	215円	225円	235円

安 値	214 円	226 円	199 円	167 円	131 円	191 円
終 値	248 円	232 円	211 円	175 円	204 円	228 円

(注) 平成 28 年 12 月につきましては、発行決議日前日までの株価となります。

② 発行決議日前日における株価

	平成 28 年 12 月 9 日現在
始 値	225 円
高 値	231 円
安 値	220 円
終 値	226 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当増資

払込期日	平成 24 年 11 月 5 日
調達資金の額	91,800,000 円 (差引手取概算額)
発行価額	3,400 円
募集時における 発行済株式数	304,023 株
当該募集による 発行済株式数	27,000 株
募集後における 発行済株式総数	331,023 株
割当先	Greenfields Holdings Limited
発行時における 当初の資金使途	① 当社 100% 子会社による株式会社上武からの事業譲受代 金 (第一回) 80,000 千円 ② 当社 100% 子会社による株式会社上武からの事業譲受代 金 (第二回) 8,950 千円
発行時における 支出予定時期	① 平成 24 年 11 月 ② 平成 25 年 1 月
現時点における 充当状況	① 平成 24 年 11 月 当社 100% 子会社による株式会社上武からの事業譲受代 金 (第一回) に充当 ② 平成 25 年 1 月 当社 100% 子会社による株式会社上武からの事業譲受代 金 (第二回) 及び新上武 (株式会社上武から事業を譲り 受けた当社 100% 子会社をいいます。以下同様。) の運転

	資金に充当
--	-------

② 第三者割当による第1回新株予約権の発行

割当日	平成24年11月5日
発行新株予約権数	410個（新株予約権1個当たり100株）
発行価額	新株予約権1個につき1,850円
当該発行による 潜在株式数	41,000株
発行時における 調達予定資金の額	140,158,500円 （内訳）新株予約権の発行による調達額：758,500円 新株予約権の行使による調達額：139,400,000円
割当先	Greenfields Holdings Limited
募集時における 発行済株式数	304,023株
当該募集による 潜在株式数	当初の行使価額（3,400円）における潜在株式数41,000株
現時点における 行使状況	行使済株式数41,000株
現時点における行使状況	41,000株
現時点における 調達した資金の額 （差引手取概算額）	140,158,500円
発行時における 当初の資金使途	① 新上武の運転資金：25,000千円 ② インドネシアでの子会社設立費用：40,000千円 ③ インドネシアでの新規事業への投資資金：71,508千円
現時点における充当状況	① 平成25年4月 新上武の運転資金に充当 ② 平成25年5月 インドネシアでの子会社設立費用に充当

③ 株主割当の方法による第2回新株予約権の発行

（ノンコミットメント型ライツ・オファリング）

割当日	平成25年6月17日
新株予約権の総数	355,274個（新株予約権1個につき2株）
新株予約権の行使期間	平成25年7月18日から平成25年8月14日まで
発行価額	新株予約権1個につき0円
当該発行による潜在株式数	710,548株
募集時における発行済株式数	372,023株
当該募集による発行済株式数	665,218株
払込総額	1,663,045,000円
募集後における発行済株式数	1,037,241株
発行時における当初の資金使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>① スーパーソルガムの種子の購入費用：0.3億円</li> <li>② PT. Samirana Kisma Tirta運転資金（人件費及び土地の賃借料等）：0.4億円</li> <li>③ PT. Samirana Kisma Tirtaによるバイオマス発電プラント建設費用（当社負担分約5.1億円）の一部：1億円</li> <li>④ スーパーソルガム種子の購入費用（総額12億円のうち、当該資金調達より充当するもの）：6.1億円</li> <li>⑤ スーパーソルガム種子の購入費用（総額12億円のうち、当該資金調達より充当するもの）：2.9億円</li> <li>⑥ 株式会社日本ソルガムの株式取得の対価：5億円</li> </ul>
発行時における支出予定時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成27年9月頃</li> <li>② PT. Samirana Kisma Tirta設立以後（平成25年10月～12月）～平成28年3月</li> <li>③ 平成26年9月～平成28年3月</li> <li>④ 平成25年9月</li> <li>⑤ 平成25年10月～平成26年9月</li> <li>⑥ 平成25年8月頃</li> </ul>
現時点における充当状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 当社運転資金 0.8億円</li> <li>② 株式会社スーパーソルガム運転資金 0.6億円</li> <li>③ スーパーソルガムの種子購入費用 9.3億円</li> <li>④ 株式会社日本ソルガムの株式取得の対価 5億円</li> </ul>

④ 第三者割当増資

払込期日	平成26年4月28日
------	------------

調達資金の額	237,750,000円
発行価額	317円
募集時における発行済株式数	10,372,410株
当該募集による発行株式数	750,000株
募集後における発行株式総数	11,122,410株
払込期日	平成26年4月28日
割当先	有限会社佐藤総合企画
発行時における当初の資金使途	① 濃縮糖液製造用のスーパーソルガムに係る圃場賃借料 145百万円 ② 濃縮液糖製造用のスーパーソルガムに係る栽培費用の一部 263百万円 ③ 濃縮液糖の製造費用の一部 98百万円
発行時における支出予定時期	① 平成26年5月～平成26年11月 ② 平成26年7月～平成27年1月 ③ 平成26年12月～平成27年1月
現時点における充当状況	① スーパーソルガム事業に係る運転資金 85百万円 ② 株式会社リアルビジョンへの借入金返済資金 85百万円 ③ 当社グループの運転資金 95百万円

⑤ 第三者割当による第3回新株予約権の発行

割当日	平成26年4月28日
発行新株予約権数	8,500個
発行価額	343円
発行時における調達予定資金の額 (手取概算額)	302,115,500円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額: 2,915,500円 新株予約権の行使による調達額: 299,200,000円
割当先	有限会社佐藤総合企画 (4,500個) White Knight Investment Limited (4,000個)
募集時における発行済株式数	10,372,410株
当該募集による潜在株式数	当初の行使価額(352円)における潜在株式数 850,000株

現時点における行使状況	850,000株
現時点における行使状況	行使済株式数850,000株
現時点における調達した資金の額 (手取概算額)	302,115,500円
発行時における当初の資金使途	① 濃縮糖液製造用のスーパーソルガムに係る圃場賃借料 145百万円 ② 濃縮液糖製造用のスーパーソルガムに係る栽培費用の一部 263百万円 ③ 濃縮液糖の製造費用の一部 98百万円
現時点における充当状況	① 濃縮液糖製造用スーパーソルガムに係る圃場の賃借料 148百万円 ② スーパーソルガム事業に係る運転資金 70百万円 ③ 株式会社リアルビジョンへの借入金返済資金 20百万円 ④ 当社グループの運転資金 45百万円

⑥ 第三者割当増資

払込期日	平成26年9月9日
調達資金の額	98,999,740円
発行価額	310円
募集時における発行済株式数	11,972,410株
当該募集後による発行済株式数	12,291,764株
割当先	株式会社リアルビジョン
発行時における当初の資金使途	当社に対する金銭債権の現物出資(デット・エクイティ・スワップ)
発行時における支出予定時期	平成26年9月9日
現時点における充当状況	平成26年9月9日 金銭債務98,999,740円に充当

⑦ 第三者割当による第4回新株予約権の発行

割当日	平成26年9月11日
発行新株予約権数	19,550個
発行価額	384円

発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	734,767,200円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額: 7,507,200円 新株予約権の行使による調達額: 727,260,000円
割当先	当社並びに当社100%子会社役員及び従業員
募集時における 発行済株式数	12,291,764株
当該募集による 潜在株式数	当初の行使価額(372円)における潜在株式数1,955,000株
現時点における 行使状況	行使済株式数0株 (残新株予約権0個、行使価額 ー円)
発行時における 当初の資金使途	当社運転資金
現時点における 充当状況	ー(注)

(注) 行使条件未達成のため、平成28年5月31日全個消滅しました。

⑧ 第三者割当による第1回転換社債型新株予約権付社債の発行

払込期日	平成26年11月4日
調達資金の額	300,000,000円
転換価額	364円
募集時における 発行済株式数	12,291,764株
割当先	Oakキャピタル株式会社
当該募集による 潜在株式数	当初の転換価額(364円)に対する潜在株式数 824,160株
現時点における 転換状況	転換済株式数549,450株
発行時における当初の資金使途	① 当社子会社であるPT.PANEN ENERGIによるバイオペレットに係る設備投資 161百万円 ② シンガポール統括会社における運転資金 100百万円 ③ 当社グループの運転資金 31百万円
発行時における支出予定時期	① 平成26年12月頃 ② 平成26年11月～平成27年4月 ③ 平成26年11月～平成27年4月

現時点における充当状況	① 当社子会社であるPT. PANEN ENERGIによるバイオペレットに係る設備投資 185百万円 ② シンガポール統括会社運転資金に充当 54百万円 ③ 当社グループ運転資金に充当 53百万円
ロックアップ誓約条項抵触による買戻し	本社債100,000,000円については、ロックアップ誓約条項抵触により買戻し済

⑨ 第三者割当による第5回新株予約権の発行

割当日	平成26年11月4日
発行新株予約権数	46,704個
発行価額	390円
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	1,718,240,160円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額：18,214,560円 新株予約権の行使による調達額：1,700,025,600円
割当先(注1)	Oakキャピタル株式会社
募集時における 発行済株式数	12,291,764株
当該募集による 潜在株式数	当初の行使価額(364円)における潜在株式数 4,670,400株
現時点における 行使状況	行使済株式数3,074,600株 平成28年11月3日をもって行使期間が満了し、未行使の新株予約権数3,001個は、会社法287条の規定により消滅しました。
現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	1,137,368,960円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額：18,214,560円 新株予約権の行使による調達額：1,119,154,400円
発行時における 当初の資金使途	① 当社完全子会社であるPT. PANEN ENERGIによるバイオペレット事業に係る設備投資 324百万円 ② 当社完全子会社であるPT. PANEN ENERGIによるバイオペレット事業に係る運転資金 200百万円 ③ タイパートナー企業とのJVによるバイオペレット・配合飼料向け種子事業に係る設備投資 600百万円 ④ タイパートナー企業とのJVによるバイオペレット・配合飼料向け種子事業に係る運転資金 100百万円 ⑤ シンガポール統括会社における運転資金 180百万円 ⑥ シンガポール統括会社における研究開発費 180百万円

	⑦ 当社グループの運転資金	111百万円
現時点における充当状況	① 当社完全子会社であるPT.PANEN ENERGIによるバイオペレット事業に係る設備投資	112百万円
	② 当社完全子会社であるPT.PANEN ENERGIによるバイオペレット事業に係る運転資金	23百万円
	③ 当社子会社であるTHAI SUPER SORGHUMによるタイパートナー企業とのJVによるバイオペレット、配合飼料向け種子事業に係る設備投資	0百万円
	④ 当社子会社であるTHAI SUPER SORGHUMによるタイパートナー企業とのJVによるバイオペレット、配合飼料向け種子事業に係る運転資金	15百万円
	⑤ 当社子会社であるSuper Sorghum Mexico, S.A. DE C.V. のメキシコにおける種子販売及び、サイレージ事業に係る設備投資及び運転資金	32百万円
	⑥ 当社子会社である VIETNAM SOL SUPER SORGHUM LIMITED COMPANY の設立費用及びサイレージ事業に係る事業資金	14百万円
	⑦ シンガポール統括会社における運転資金	358百万円
	⑧ シンガポールにおける研究開発費	101百万円
	⑨ 社債買戻し及び違約金のための借入金の返済金	200百万円
	⑩ 当社グループの運転資金	282百万円

(注) 第5回新株予約権の一部につきましては、平成27年2月27日に割当先であるOakキャピタル株式会社からNSI及び、WKIにそれぞれ新株予約権の譲渡が行われました。また、当社が平成27年9月18日付で公表しました「第5回新株予約権の取得及び消去並びに第三者割当により発行した第5回新株予約権に係る資金使途変更に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、Oakキャピタルより譲渡を受けましたNSI、WKIにつきましては、第6回新株予約権の発行(平成27年10月5日)により、その時点において保有するNSI6,457個、WKI6,500個をそれぞれ当社が取得し平成27年10月5日付で消却いたしました。

⑩ 第三者割当による第6回新株予約権の発行

割当日	平成27年10月5日
発行新株予約権数	41,004個
発行価額	268円

発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	990,984,672円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額: 10,989,072円 新株予約権の行使による調達額: 979,995,600円
割当先	The New Strategic Investments Private Limited White Knight Investment Limited
募集時における 発行済株式数	17,763,612株
当該募集による 潜在株式数	当初の行使価額(239円)における潜在株式数4,100,400株
現時点における 行使状況	行使済株式数3,836,500株 (残新株予約権数2,639個、行使価額239円)
現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	610,424,972円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額: 10,989,072円 新株予約権の行使による調達額: 916,923,500円
発行時における 当初の資金使途	(1) スーパーソルガム事業に関する費用 ① メキシコ現地法人におけるスーパーソルガム種子販売に 関する運転資金 50百万円 ② タイ現地法人におけるスーパーソルガム栽培指導に係る 資金 70百万円 ③ ベトナムにおける他社と共同のサイレージ事業のために 必要な種子の提供、技術指導、技術・実験データ提供等に 要する費用のうち当社負担分 50百万円 ④ インドネシア現地法人におけるバイオペレットの販売等 に要する運転資金 50百万円 ⑤ スーパーソルガム研究開発費 79百万円 (2) レストラン・ウェディング新規出店費用・仕入先支払 資金及び運転資金 180百万円 (3) シンガポール統括会社運転資金 200百万円 (4) 当社運転資金 201百万円 (5) 借入金返済 100百万円
現時点における 充当状況	(1) スーパーソルガム事業に関する費用 ① メキシコ現地法人におけるスーパーソルガム種子販売に 関する運転資金 24.5百万円 ② タイ現地法人におけるスーパーソルガム栽培指導に係る 資金 18.95百万円 ③ ベトナムにおける他社と共同のサイレージ事業のために

	必要な種子の提供、技術指導、技術・実験データ提供等に要する費用のうち当社負担分	26.45百万円
	④ インドネシア現地法人におけるバイオペレットの販売等に要する運転資金	24.8百万円
	⑤ スーパーソルガム研究開発費	79百万円
	(2) レストラン・ウェディング新規出店費用・仕入先支払資金及び運転資金	129.52百万円
	(3) シンガポール統括会社運転資金	199.96百万円
	(4) 当社運転資金	201百万円
	(5) 借入金返済	100百万円

⑪ 第三者割当による第7回新株予約権の発行

割当日	平成28年4月14日
発行新株予約権数	59,552個
発行価額	418円
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	2,019,884,736円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額：24,892,736円 新株予約権の行使による調達額：1,994,992,000円
割当先	White Knight Investment Limited 阿部信雄
募集時における 発行済株式数	20,988,712株
当該募集による 潜在株式数	当初の行使価額(335円)における潜在株式数5,955,200株
現時点における 行使状況	行使済株式数0株
現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	610,424,972円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額：24,892,736円 新株予約権の行使による調達額：0円
発行時における 当初の資金使途	(1) スーパーソルガム事業に関する費用 メキシコにおけるスーパーソルガム保存用中間倉庫建設費用 300百万円 メキシコにおける圃場確保費用 400百万円 スーパーソルガム種子仕入費用 400百万円 (2) レストラン・ウェディング事業に関する費用

	事業譲受対価未払金の精算資金	20百万円
	敷金返還請求権譲受対価未払金の精算	75百万円
	(3) 当社運転資金	310百万円
	(4) SSA運転資金	300百万円
	(5) 借入金返済	200百万円
現時点における充当状況	(1) スーパーソルガム事業に関する費用	
	メキシコにおけるスーパーソルガム保存用中間倉庫建設費用	0百万円
	メキシコにおける圃場確保費用	0百万円
	スーパーソルガム種子仕入費用	0百万円
	(2) レストラン・ウェディング事業に関する費用	
	事業譲受対価未払金の精算資金	0百万円
	敷金返還請求権譲受対価未払金の精算	0百万円
	(3) 当社運転資金	2.2百万円
	(4) SSA 運転資金	14.3百万円
	(5) 借入金返済	0百万円

(注1) 第7回新株予約権の発行により調達しました資金24.89百万円につきましては、当社運転資金として2.2百万円、SSA運転資金として14.3百万円、第7回新株予約権発行費用(弁護士費用・算定費用・調査費用等)として8.39百万円、合計24.89百万円を支出しています。

(注2) 当社は、平成28年7月13日付で、同日において現存する第7回新株予約権59,552個(WKI53,352個、阿部氏6,200個)を全て取得し、同日消却しております。詳細につきましては、当社が、同日適時開示しております「第7回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」をご参照願います。

⑫ 第三者割当による新株式及び第8回新株予約権の発行

払込期日・割当日	平成28年7月29日
発行新株式数・新株予約権数	新株式：930,232株 新株予約権：67,226個
発行価額	新株式：215円 新株予約権：381円
発行時における調達予定資金の額(差引手取概算額)	2,019,884,736円 (内訳) 新株式発行による調達額：199,999,880円 新株予約権の発行による調達額：25,613,106円 新株予約権の行使による調達額：1,599,978,800円
割当先	White Knight Investment Limited

	阿部信雄
募集時における 発行済株式数	21,114,212株
当該募集による 潜在株式数	当初の行使価額（238円）における潜在株式数6,722,600株
現時点における 行使状況	行使済株式数760,000株 （残新株予約権数59,626個、行使価額238円）
現時点における 調達した資金の額 （差引手取概算額）	386,168,350円 （内訳）新株予約権の発行による調達額：25,613,106円 新株予約権の行使による調達額：180,880,000円 新株式の発行による調達額：199,999,880円
発行時における 当初の資金使途	<p>（1）スーパーソルガム事業に関する費用</p> <p>メキシコにおけるスーパーソルガム保存用中間倉庫建設費用 200百万円</p> <p>メキシコにおける圃場確保費用 400百万円</p> <p>スーパーソルガム種子仕入費用 300百万円</p> <p>（2）レストラン・ウエディング事業に関する費用</p> <p>事業譲受対価未払金の精算資金 20百万円</p> <p>敷金返還請求権譲受対価未払金の精算 75百万円</p> <p>（3）当社運転資金 300百万円</p> <p>（4）SSA運転資金 294百万円</p> <p>（5）借入金返済 200百万円</p>
現時点における 充当状況	<p>（1）スーパーソルガム事業に関する費用</p> <p>メキシコにおけるスーパーソルガム保存用中間倉庫建設費用 0百万円</p> <p>メキシコにおける圃場確保費用 0百万円</p> <p>スーパーソルガム種子仕入費用 150百万円</p> <p>（2）レストラン・ウエディング事業に関する費用</p> <p>事業譲受対価未払金の精算資金 0百万円</p> <p>敷金返還請求権譲受対価未払金の精算 0百万円</p> <p>（3）当社運転資金 189.1百万円</p> <p>（4）SSA運転資金 47百万円</p> <p>（5）借入金返済 0百万円</p>

（注1） 第8回新株予約権残存個数 59,626 個(WKI38,426 個、阿部信雄氏 6,200 個、石田智子氏 7,500 個、高橋修氏 3,500 個、佐藤満氏 4,000 個) につきましては、当社が、本日適時開示しています「第8回新株予約権

の取得及び消却に関するお知らせ」をご参照願います。

## 10. 発行要領

### 【普通株式】

1. 募集株式の種類 普通株式
2. 募集株式の数 2,941,176 株
3. 募集株式の払込金額 1 株につき 204 円
4. 払込金額の総額 599,999,904 円
5. 申込期日 平成 28 年 12 月 28 日
6. 払込期日 平成 28 年 12 月 28 日
7. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
増加する資本金の額は、299,999,952 円（1 株につき 102 円）とし、増加する資本準備金の額は 299,999,952 円（1 株につき 102 円）とする。
8. 募集又は割当方法 第三者割当の方法による。
9. 割当先及び割当株式数  
White Knight Investment Limited 2,941,176 株

### 10. その他

本株式の発行については、各種の法令に基づき必要な手続きが完了していることを条件とする。

### 【第 9 回新株予約権】

1. 新株予約権の名称 株式会社ソルガム・ジャパン・ホールディングス第 9 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 11,917,026 円
3. 申込期日 平成 28 年 12 月 28 日
4. 割当日及び払込期日 平成 28 年 12 月 28 日
5. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、本新株予約権 28,578 個を White Knight Investment Limited に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法  
(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 2,857,800 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

る。

- (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日、その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 28,578 個

8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 417 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金 204 円とする。但し、行使価額は第 10 項の規定に従って調整されるものとする。

#### 10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{既発行普通} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{交付普通} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1 株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{1 株当たりの時価} \end{array}} \\ \text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額

の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）  
調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
  - ②株式分割により当社普通株式を発行する場合  
調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
  - ③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合  
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
  - ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合  
調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。

- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。
  - ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受け権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
11. 本新株予約権の行使期間
- 平成28年12月28日から平成30年12月27日までとする。但し、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件
- 各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 自己新株予約権の取得の事由及び取得条件
- 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり金417円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得するこ

とができるものとする。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

(2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第18項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第19項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

18. 行使請求受付場所

株式会社ソルガム・ジャパン・ホールディングス 管理部

19. 払込取扱場所

みずほ銀行株式会社 武蔵小杉支店

20. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に

対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④ 新株予約権を行使することのできる期間

第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第 16 項に準じて決定する。

⑥ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第 9 項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑦ その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

第 12 項及び第 13 項に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

21. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

## II. 主要株主である筆頭株主の異動について

### 1. 異動が生じる経緯

平成 28 年 12 月 12 日開催の取締役会において決議した前記「I 第三者割当による新株式及び第 9 回新株予約権発行について」に記載の本第三者割当に伴い、White Knight Investment Limited が当社の主要株主である筆頭株主となることが見込まれるものであります。

### 2. 異動する株主の概要

White Knight Investment Limited の概要は、前記「I 第三者割当による新株式及び第 9 回新株予約権発行について 6. 割当予定先の選定理由 (1) 割当予定先の概要」に記載のとおりであります。

### 3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (平成 28 年 12 月 7 日現在)	0 個 (0 株)	0 %	—
異動後	29,411 個 (2,941,176 株)	12.59 %	第 1 位

(注 1) 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、本日現在の総株主の議決権の数 233,615 個に基づき算出しております。

議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数：  
167,538 株

平成 28 年 12 月 12 日現在の発行済株式総数：23,529,944 株

(注 2) 上記の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入して記載しております。

### 4. 異動予定年月日

平成 28 年 12 月 28 日（前記「I 第三者割当による新株式及び第 9 回新株予約権発行について」に記載の払込期日）。

### 5. 今後の見通し

今回の主要株主である筆頭株主の異動による業績への影響はありません。

以 上